

第 2 7 1 回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和 5 年 11 月 6 日 (月)
14 時 00 分～15 時 30 分

場 所 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県庁本館 12 階第 1・2 会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- 1) うなぎ稚魚漁業許可の公示について (諮問)
- 2) 内水面漁場計画の作成について (諮問)
- 3) 令和 6 年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について (協議)
- 4) 令和 6 年度中央省庁提案項目素案の検討及びアンケート調査について (協議)
- 5) 漁業権の免許申請に係る審査基準について (報告)
- 6) その他

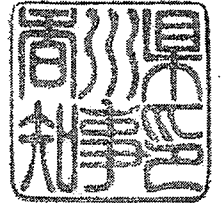
5水産157122-1号

令和5年10月30日

香川県内水面漁場管理委員会

会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人



うなぎ稚魚漁業（火光利用たも網）許可の公示について（諮問）

このことについては、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
令和6年2月1日から令和7年1月31日まで
- 4 申請期間
令和5年11月29日から令和5年12月28日まで

以上

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数のその他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
火光利用 たも網	古川（別添図1のとおり）、湊川	2月1日から 4月30日まで	1	県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、令和5年4月30日現在で香川県知事からしらすうなぎ特別採捕許可を受けていた者
	東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川		1	
	さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川		1	
	綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川		1	
	神谷川及び明神川（別添図2のとおり）、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面		1	
	番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで		1	
	相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川		1	
	高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田		1	

<p>川 (琴電の鉄橋から上流)</p>		
<p>神谷川及び明神川 (別添図2のとおり)、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面</p>	<p>1</p>	
<p>観音寺市、三豊市内の河川 (三豊市田井川については別添図3のとおり)、鳴川幹線排水路 (別添図4のとおり)、豊浜港 (別添図5のとおり)</p>	<p>2</p>	
<p>観音寺市、三豊市内の河川 (三豊市田井川については別添図3のとおり)</p>	<p>1</p>	
<p>丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門</p>	<p>1</p>	
<p>丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門</p>	<p>1</p>	
<p>綾川新開潮止堰 (別添図6のとおり)</p>	<p>1</p>	

2 許可の条件

- (1) 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
- (3) 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
- (4) 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならぬ。
- (5) 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならぬ。
- (6) 他種漁業者と協調して採捕しなければならぬ。
- (7) 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならぬ。
- (8) 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
- (9) 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
- (10) 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならぬ。
- (11) 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

(別記)

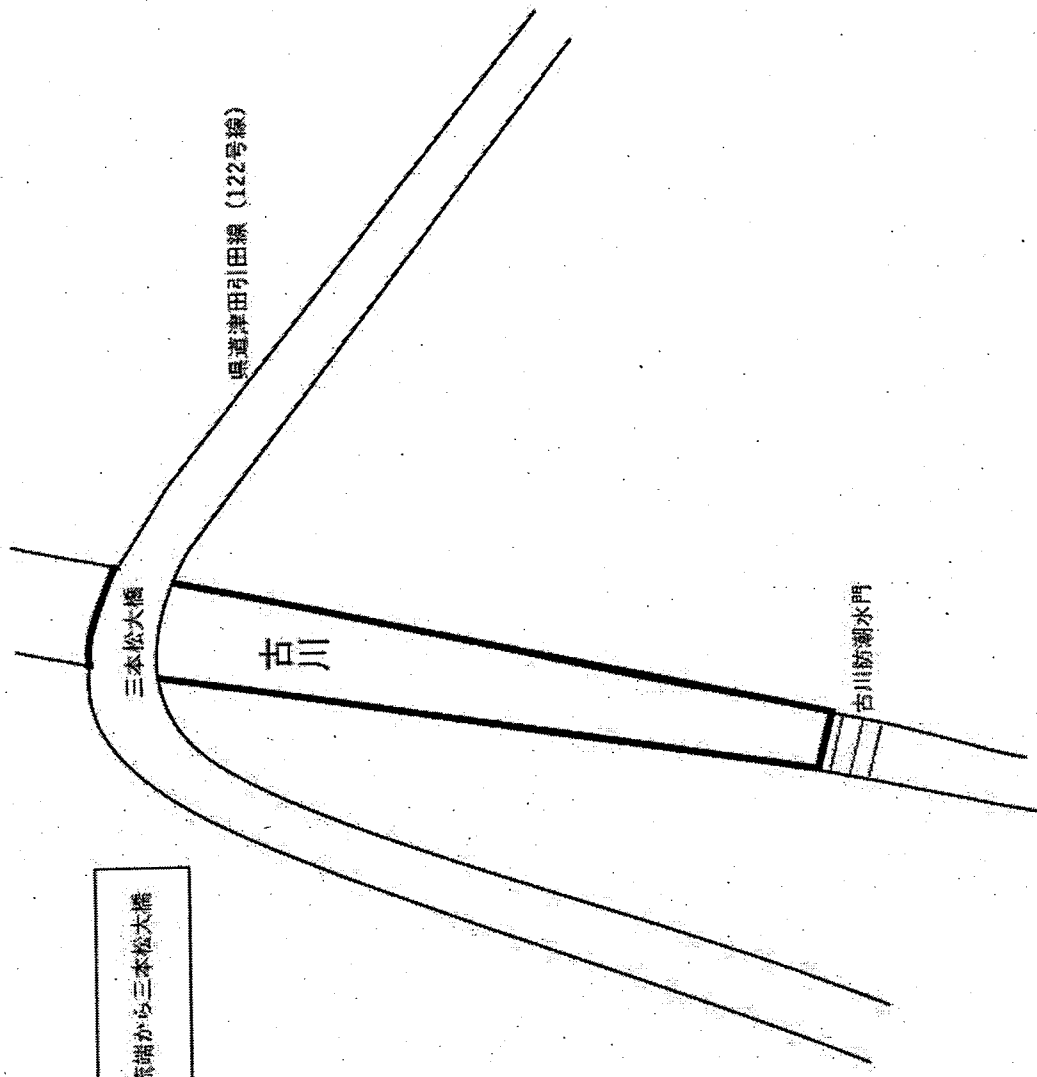
(表)

(裏)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証 第 - 号 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 許可の有効期間 年 月 日から同年 月 日まで 操業区域 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 氏名 香 川 県 泉 印 </td> </tr> </table>	年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証 第 - 号	許可の有効期間 年 月 日から同年 月 日まで 操業区域	氏名 香 川 県 泉 印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 採捕従事者 住 所 生年月日 年 月 日 許可名義人氏名 (許可番号第) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 漁業種類 </td> </tr> </table>	採捕従事者 住 所 生年月日 年 月 日 許可名義人氏名 (許可番号第)	漁業種類
年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証 第 - 号						
許可の有効期間 年 月 日から同年 月 日まで 操業区域						
氏名 香 川 県 泉 印						
採捕従事者 住 所 生年月日 年 月 日 許可名義人氏名 (許可番号第)						
漁業種類						

別添図 1.

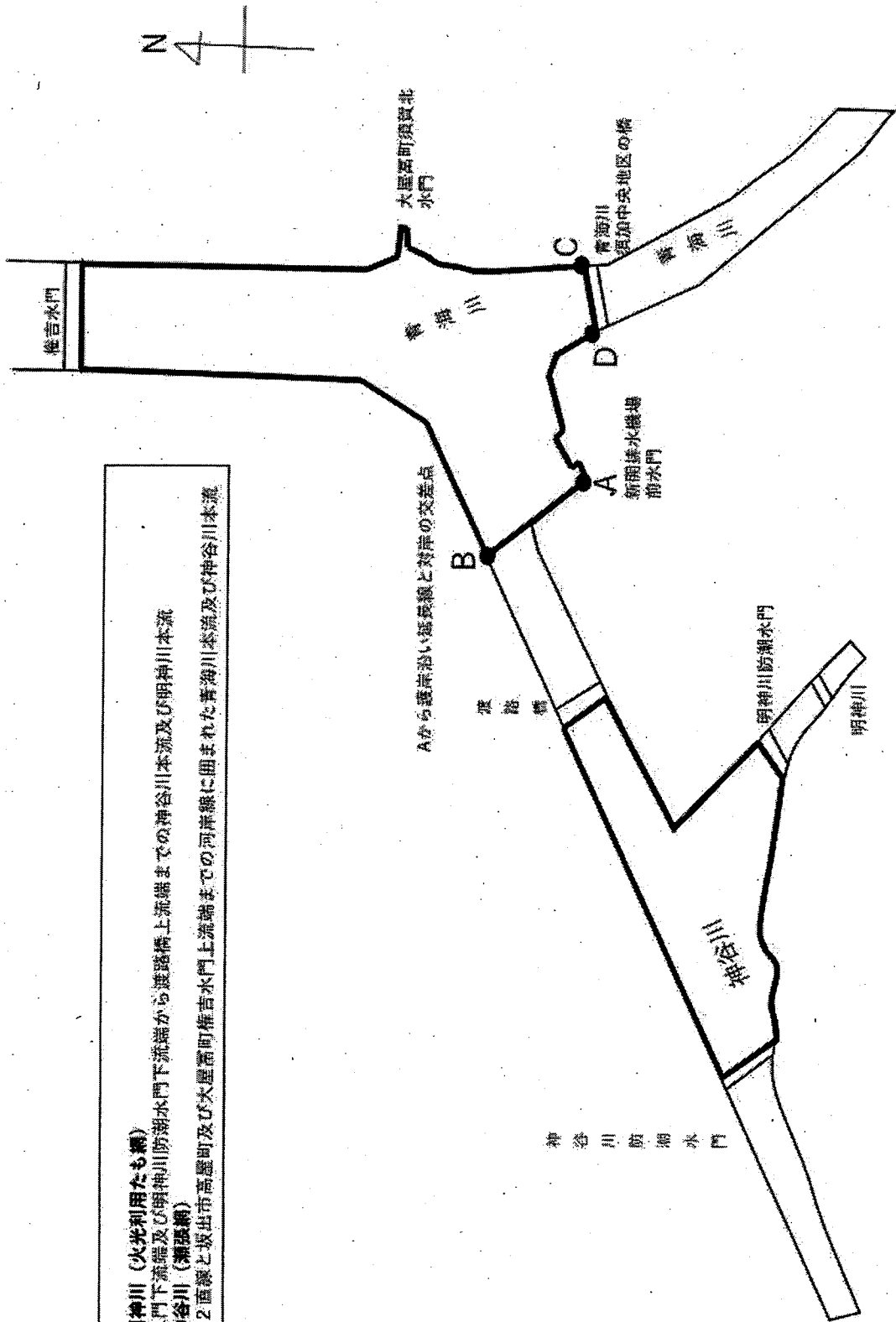
事業区域 古川
東かがわ市三本松古川防湖堤水門下流端から三本松大橋
下流端までの古川

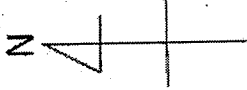


別添図2

操業区域

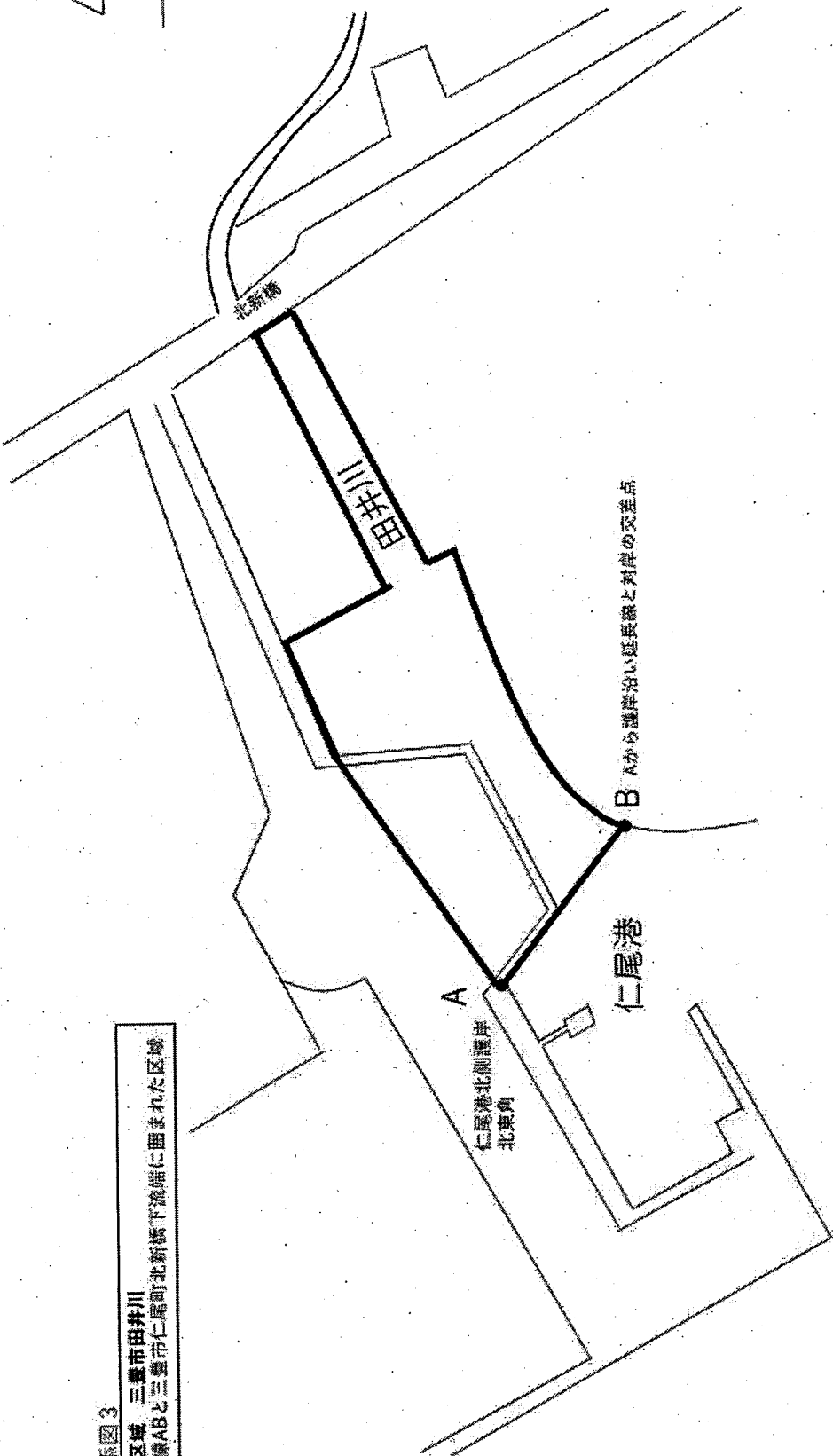
- ・ 神谷川及び明神川（火光利用たも橋）
- ・ 神谷川防潮水門下流端及び明神川防潮水門下流端から渡路橋上流端までの神谷川本流及び明神川本流
- ・ 青海川及び神谷川（瀬段橋）
- ・ AB及びCDの2直線と坂出市高屋町及び大屋町権吉水門上流端までの河岸線に囲まれた青海川本流及び神谷川本流





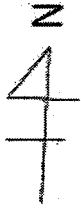
別添図 3

操業区域 三豊市田井川
直線ABと三豊市仁尾町北新橋下流端に囲まれた区域

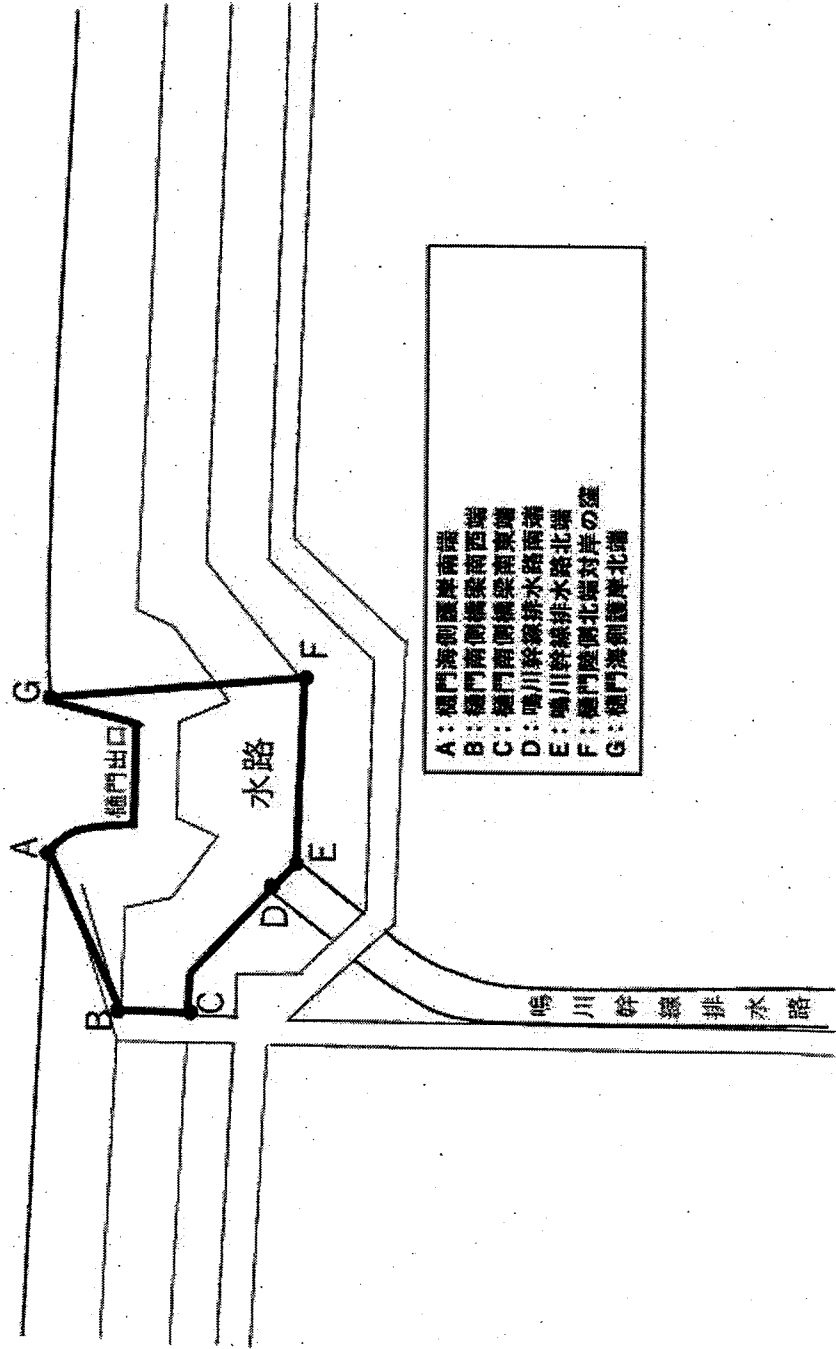


別添図4

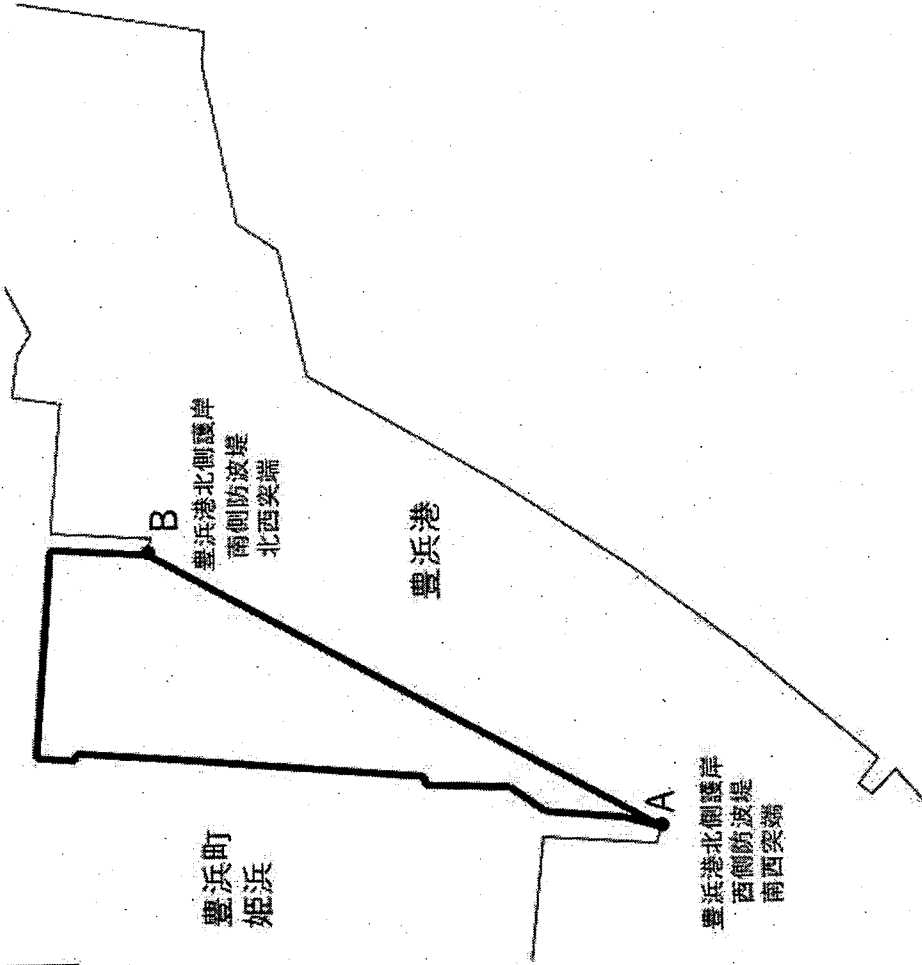
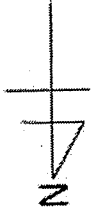
標葉区域：鳴川幹線排水路
直線AB、BC、CD、DE、EF、FGと樋門出口に囲まれた水面



樋灘



- A：樋門海側護岸南端
- B：樋門南側構築物西端
- C：樋門南側構築物東端
- D：鳴川幹線排水路南端
- E：鳴川幹線排水路北端
- F：樋門陸側北端対岸の壁
- G：樋門海側護岸北端

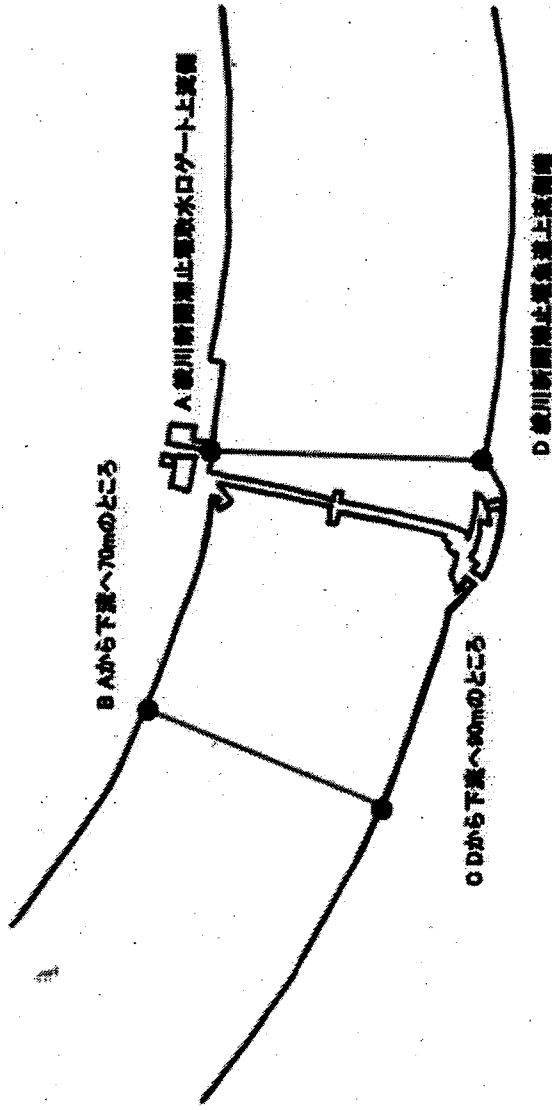


別添図 5

築岸区域 豊浜港
直線ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

別添図 6

調査区域 綾川新開止堰
AB、BC、CD、DAに囲まれた区域(ただし、魚道を含む)



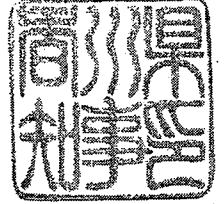
5水産157144-1号

令和5年10月30日

香川県内水面漁場管理委員会

会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人



うなぎ稚魚漁業（瀬張網）許可の公示について（諮問）

このことについては、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
令和6年2月1日から令和7年1月31日まで
- 4 申請期間
令和5年11月29日から令和5年12月28日まで

以上

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数のその他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
瀬張網	鴨部川 (別添図7のとおり)	2月1日から 4月30日まで	1	県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、令和5年4月30日現在で香川県知事からしらすうなぎ特別採捕許可を受けていた者
	土器川、青海川及び神谷川 (別添図2のとおり)		2	
	相引川		1	
	相引川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川		1	
	住吉川、香西北小川		1	
	大東川、弘田川		1	
	金倉川、西汐入川		1	

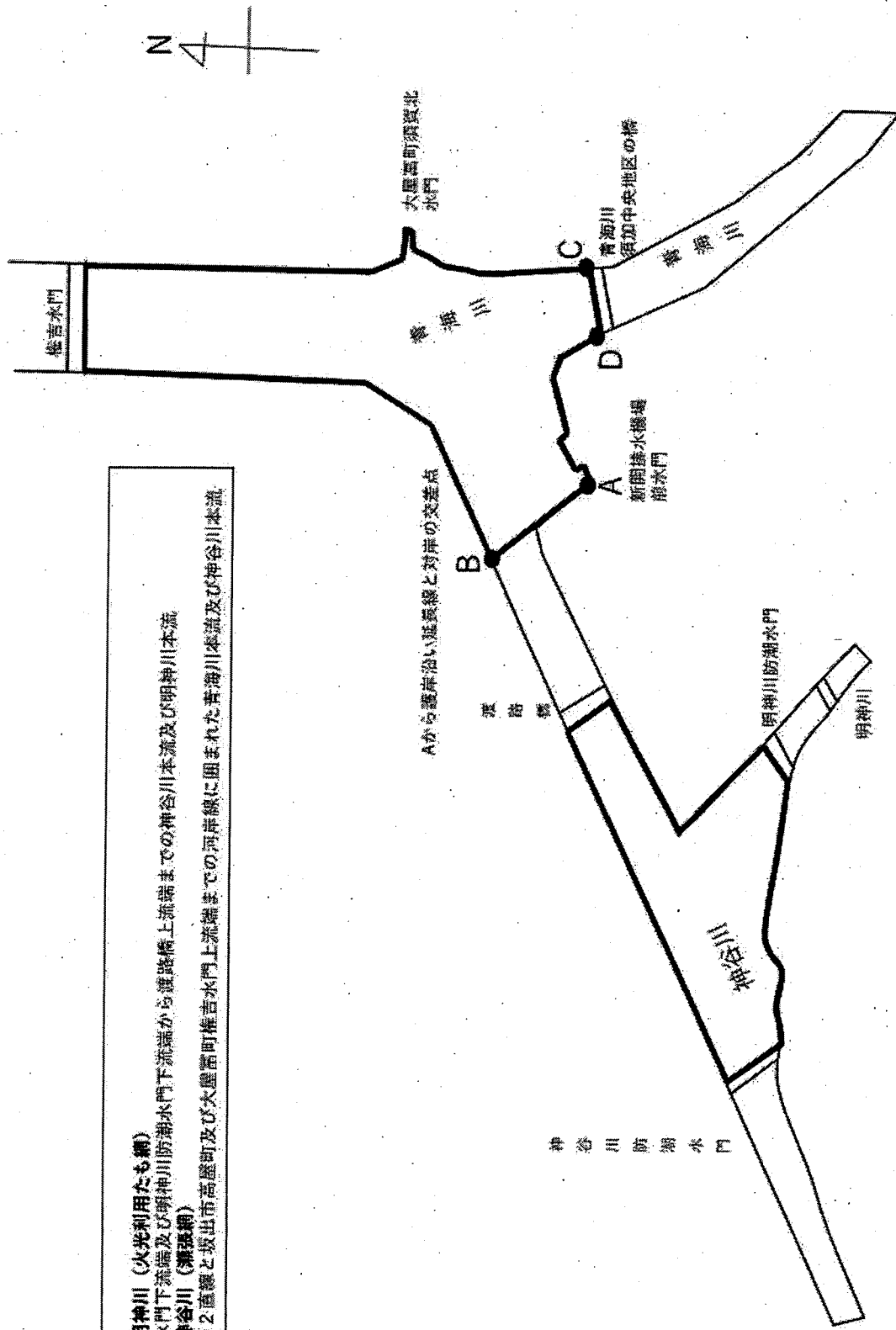
2 許可の条件

- (1) 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 「うなぎ稚魚 (13センチメートル以下のもの、以下同様)」以外を採捕してはならない。
- (3) 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
- (4) 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
- (5) 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
- (6) 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
- (7) 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。

- (8) 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
- (9) 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
- (10) 火光利用によるうなぎ稚魚漁業許可を受けなければならぬ。
- (11) 採捕従事者は火光利用によるうなぎ稚魚漁業と同一の者とする。
- (12) 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならぬ。
- (13) 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

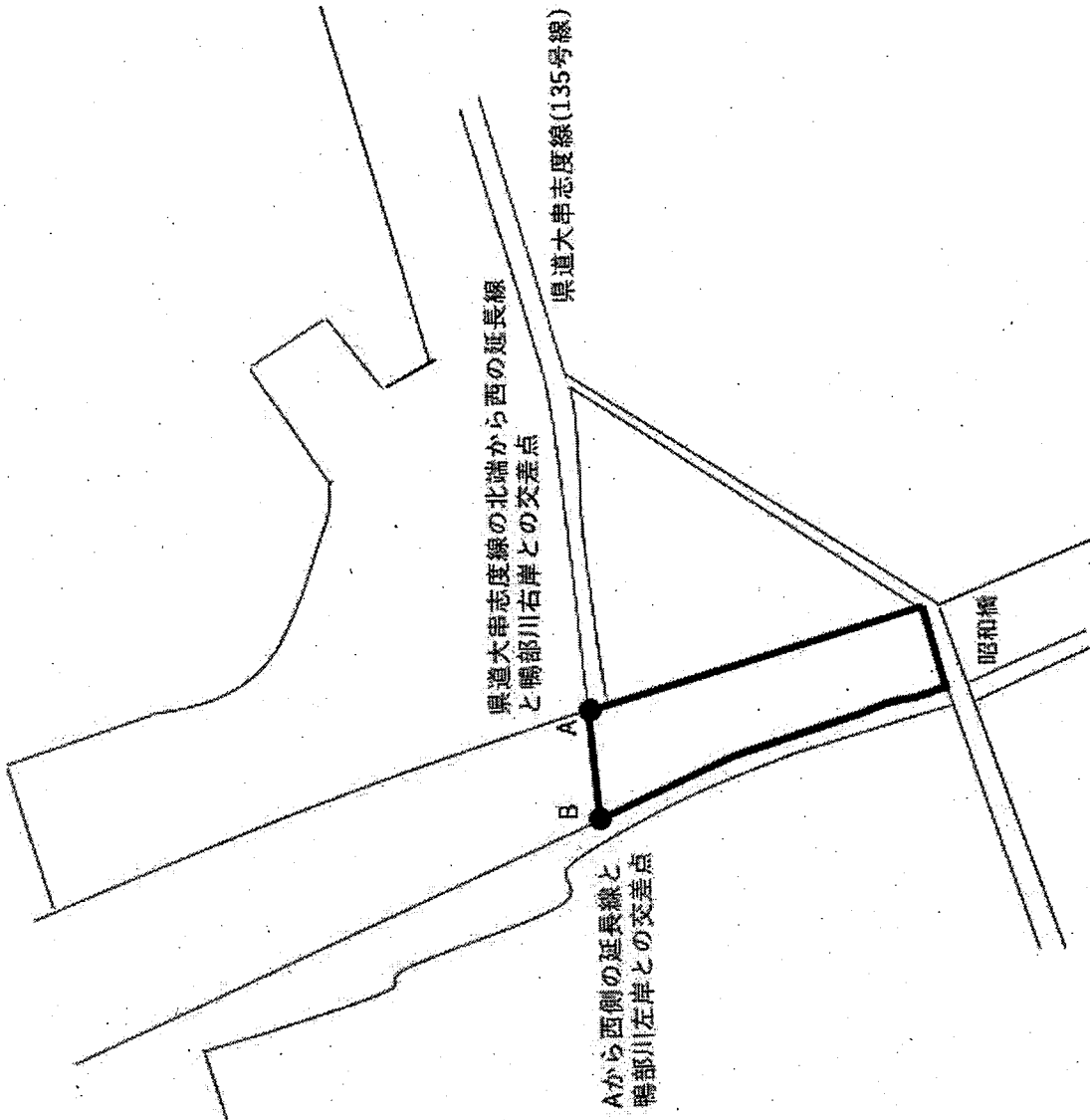
別添図2

構築区域
 ・ 神谷川及び明神川（火光利用たも網）
 ・ 神谷川防潮水門下流端及び明神川防潮水門下流端から渡路橋上流端までの神谷川本流及び明神川本流
 ・ 青海川及び神谷川（潮張網）
 ・ AB及びCDの2直線と坂出市高屋町及び大屋町須賀北水門から護岸沿い延長線と対岸の交差点



別添図7

操業区域 鴨部川
直線ABと昭和橋下流端に囲まれた区域



うなぎ稚魚漁業許可の公示について

1 趣旨

令和5年12月1日より、うなぎ稚魚（しらすうなぎ）の特定水産動植物への指定が適用され、原則的に採捕が禁止される。この禁止規定の適用除外として、漁業許可に基づく採捕が漁業法上規定されている。

これに伴い、これまで特別採捕許可により許可してきた、自己のうなぎ養殖の種苗の自給のためのうなぎ稚魚の採捕については、新たな知事許可漁業である「うなぎ稚魚漁業」として許可する必要がある。

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項により、知事は漁業の許可をしようとするときは、当該許可の制限措置を定め、その内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないため、「うなぎ稚魚漁業」の許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

資料1-1、1-2のとおり

3 今後のスケジュール

11月6日 香川県内水面漁場管理委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

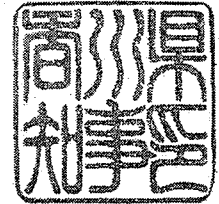
11月29日から12月28日まで 申請受付

翌年1月4日以降 許可証交付

5 水産第 157310 号
令和 5 年 10 月 31 日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人



内水面漁場計画の作成について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 2 項で準用する第 64 条第 4 項及び第 86 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 漁業権に関する事項

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 漁場の位置及び区域 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (2) 漁業の種類 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (3) 漁業の名称及び時期 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (4) 存続期間 | 2 存続期間のとおり |
| (5) 区画漁業権については、
個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (6) 団体漁業権については、
その関係地区 | 別添内水面漁場計画のとおり |
| (7) その他必要な事項 | 別添内水面漁場計画のとおり |

2 存続期間

(1) 第五種共同漁業

令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(2) 第一種及び第二種区画漁業

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

内区第 202 号は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 条件

別添内水面漁場計画のとおり

内水面漁場計画(共同漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場		関係地区
			位置	区域	
内共第1号	内共第1号	第五種共同漁業	財田川(三豊市 財田町・山本町・ 豊中町、 観音寺市内)	三豊市財田町黒川、黒川橋下流端から観音寺 市観音寺町、三栄橋上流端までの財田川本流	三豊市、観音寺市

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別
			区域(池名)	位置			
内区第201号	内区第201号	第一種区画漁業	安戸池(別紙1)	東かがわ市引田4373-1	R6.4.1~R11.3.31		団体漁業権
内区第202号	内区第202号	第二種区画漁業	安戸池(別紙2)	東かがわ市引田4373-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R7.3.31	団体漁業権
内区第1号	内区第1号	第二種区画漁業	大池	東かがわ市引田3035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第2号	内区第2号	第二種区画漁業	安戸池	東かがわ市引田4373-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第3号	内区第3号	第二種区画漁業	八幡池	さぬき市長屋町名1672	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第4号	内区第4号	第二種区画漁業	堀切池	木田郡三木町水上4369-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第5号	内区第5号	第二種区画漁業	藤池	木田郡三木町水上2607	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第6号	内区第6号	第二種区画漁業	西谷池	木田郡三木町中2633	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第7号	内区第7号	第二種区画漁業	蓮池	木田郡三木町中1560	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第8号	内区第8号	第二種区画漁業	男井間池	木田郡三木町池戸1239	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第9号	内区第9号	第二種区画漁業	牛田池	高松市牟礼町原字上井手西1249番1,同番2,同番3	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第10号	内区第10号	第二種区画漁業	羽間下池	高松市牟礼町大町字荒谷1705番	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第11号	内区第11号	第二種区画漁業	長尾池	高松市高松町697-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第12号	内区第12号	第二種区画漁業	久米池	高松市新田町2139	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第13号	内区第13号	第二種区画漁業	平田池	高松市十川東町301	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第14号	内区第14号	第二種区画漁業	外山池	高松市十川東町1239	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第15号	内区第15号	第二種区画漁業	香地池	高松市十川東町1759	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第16号	内区第16号	第二種区画漁業	新池	高松市十川東町2028	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第17号	内区第17号	第二種区画漁業	蟹池	高松市十川東町788	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第18号	内区第18号	第二種区画漁業	雀池	高松市十川西町1165	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第19号	内区第19号	第二種区画漁業	松池	高松市三谷町松池尻2753	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第20号	内区第20号	第二種区画漁業	住蓮寺池	高松市多肥上町2285-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第21号	内区第21号	第二種区画漁業	平池	高松市仏生山町宇山ノ内甲3206番	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第22号	内区第22号	第二種区画漁業	摺り鉢池	高松市仏生山町3131	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第23号	内区第23号	第二種区画漁業	小森谷池	高松市仏生山町3129	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第24号	内区第24号	第二種区画漁業	下池	高松市林町下地825	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第25号	内区第25号	第二種区画漁業	長池	高松市林町長池1753	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第26号	内区第26号	第二種区画漁業	大池	高松市木太町平塚188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第27号	内区第27号	第二種区画漁業	北袋池	綾歌郡大字町宇瀬王西321外	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第28号	内区第28号	第二種区画漁業	菰池	綾歌郡綾川町滝宮字菰池原699	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第29号	内区第29号	第二種区画漁業	四ツ池	綾歌郡綾川町滝宮字菅原南640	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第30号	内区第30号	第二種区画漁業	大池	綾歌郡綾川町滝宮字御林640	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第31号	内区第31号	第二種区画漁業	鱒田池	坂出市小山町353	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第32号	内区第32号	第二種区画漁業	ハス池	坂出市川津町5808	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別
			区域(池名)	位置			
内区第33号	内区第46号	第三種区画漁業	水橋池	丸亀市綾歌町栗原東2131	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第34号	内区第47号	第三種区画漁業	為久池	丸亀市綾歌町岡田東上新開1626	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第35号	内区第48号	第三種区画漁業	小津森池	丸亀市綾歌町岡田東小津守2294	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第36号	内区第49号	第三種区画漁業	打越上池	丸亀市綾歌町岡田西西打越711	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第37号	内区第50号	第三種区画漁業	打越下池	丸亀市綾歌町岡田西730	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第38号	内区第51号	第三種区画漁業	血池	丸亀市綾歌町岡田上重永1569	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第39号	内区第52号	第三種区画漁業	今瀧池	丸亀市綾歌町岡田上今瀧	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第40号	内区第53号	第三種区画漁業	源田池	丸亀市綾歌町岡田西森後605	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第41号	内区第54号	第三種区画漁業	成瀬寺池	丸亀市綾歌町岡田西1304	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第42号	内区第55号	第三種区画漁業	新池	丸亀市綾歌町岡田西新田115	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第43号	内区第56号	第三種区画漁業	北原池	丸亀市綾歌町岡田西新田127	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第44号	内区第57号	第三種区画漁業	仁池	丸亀市飯山町上法蓮寺2654-14地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第45号	内区第58号	第三種区画漁業	大窪池	丸亀市飯山町上法蓮寺2032-2地先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第46号	内区第59号	第三種区画漁業	浦池	丸亀市飯山町東小川300	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第47号	内区第60号	第三種区画漁業	下池	丸亀市飯山町東小川215	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第48号	内区第61号	第三種区画漁業	柳池	丸亀市飯野町東分2188	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第49号	内区第62号	第三種区画漁業	長木夫池	丸亀市飯野町東分2209	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第50号	内区第63号	第三種区画漁業	蓮池	丸亀市中府町1-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第51号	内区第64号	第三種区画漁業	馬池	丸亀市山北町276	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第52号	内区第65号	第三種区画漁業	田村池	丸亀市山北町1186	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第53号	内区第66号	第三種区画漁業	太井池	丸亀市田村町107	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第54号	内区第67号	第三種区画漁業	庄ノ池	丸亀市田村町43	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第55号	内区第68号	第三種区画漁業	小林池	丸亀市郡家町3202	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第56号	内区第69号	第三種区画漁業	原池	丸亀市郡家町3481	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第57号	内区第70号	第三種区画漁業	道池	丸亀市川西町698	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第58号	内区第71号	第三種区画漁業	八丈池	丸亀市川西町北ノ口2267	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第59号	内区第72号	第三種区画漁業	仁池	丸亀市川西町南608	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第60号	内区第73号	第三種区画漁業	宝徳寺下池	丸亀市郡家町下所325	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第61号	内区第74号	第三種区画漁業	宝徳寺池	丸亀市郡家町下所326	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第62号	内区第75号	第三種区画漁業	龍池	丸亀市郡家町下所324	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第63号	内区第76号	第三種区画漁業	大池	丸亀市三冬町上村494	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第64号	内区第77号	第三種区画漁業	矢野池	丸亀市郡家町2173	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第65号	内区第78号	第三種区画漁業	宮池	丸亀市郡家町2211	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第66号	内区第79号	第三種区画漁業	新池	丸亀市三築町1035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第67号	内区第80号	第三種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字道徳寺字中又271	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第68号	内区第81号	第三種区画漁業	上池	仲多度郡多度津町大字道徳寺字大関3	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第69号	内区第82号	第三種区画漁業	永池	仲多度郡多度津町大字葛原字横田664	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第70号	内区第83号	第三種区画漁業	千代池	仲多度郡多度津町大字葛原字平田1853	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第71号	内区第84号	第三種区画漁業	中池	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1989	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第72号	内区第85号	第三種区画漁業	上池(小塚池)	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚2065	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第73号	内区第86号	第三種区画漁業	新池	仲多度郡多度津町大字葛原字永井88	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第74号	内区第87号	第三種区画漁業	要池	仲多度郡多度津町大字葛原字永井88	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第75号	内区第88号	第三種区画漁業	高後池	仲多度郡多度津町大字青木字長徳51	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第76号	内区第89号	第三種区画漁業	買田池	仲多度郡多度津町大字山階字血池1963	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第77号	内区第90号	第三種区画漁業	中池	善通寺市与北町1369	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第78号	内区第91号	第三種区画漁業	宮池	善通寺市木徳町122	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第79号	内区第92号	第三種区画漁業	村上池	善通寺市木徳町573	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第80号	内区第93号	第三種区画漁業	龍ヶ池	善通寺市金徳町399	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第81号	内区第94号	第三種区画漁業	地蔵池	善通寺市生野町1819	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第82号	内区第95号	第三種区画漁業	曹池	善通寺市大森町2672	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第83号	内区第96号	第三種区画漁業	亀越池	善通寺市生野町2726	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第84号	内区第97号	第三種区画漁業	満濃池	仲多度郡まんのう町炭所東	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第85号	内区第98号	第三種区画漁業		仲多度郡まんのう町神野170	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第86号	内区第99号	第三種区画漁業			4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別
			区域(池名)	位置			
内区第87号	内区第113号	第二種区画漁業	羽間池	仲多度郡まんのう町羽間2386	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第88号	内区第114号	第二種区画漁業	井敷池	仲多度郡まんのう町左文1056池先	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第89号	内区第115号	第二種区画漁業	加敷池	三豊市三野町大見出甲4211	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第90号	内区第116号	第二種区画漁業	念仏田池	三豊市三野町大見出上甲512	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第91号	内区第118号	第二種区画漁業	瀬入池	三豊市三野町吉津山2198-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第92号	内区第119号	第二種区画漁業	瀬池	三豊市三野町吉津山2175	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第93号	内区第121号	第二種区画漁業	又ヶ谷池	三豊市三野町吉津北村7890	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第94号	内区第122号	第二種区画漁業	奥池	三豊市三野町吉津大原乙1175	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第95号	内区第123号	第二種区画漁業	奥池	三豊市三野町吉津大原乙1369-46	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第96号	—	—	峠池	三豊市三野町大見甲6256番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第97号	—	—	大石池	三豊市三野町大見甲3958番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第98号	内区第125号	第二種区画漁業	原池	三豊市三野町仁尾宇陀間橋及840-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第99号	内区第126号	第二種区画漁業	宮池	三豊市三野町仁尾宇陀西205番地	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第100号	内区第127号	第二種区画漁業	湊池	三豊市三野町仁尾宇陀北草木内176-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第101号	内区第129号	第二種区画漁業	田井新池	三豊市高瀬町上高瀬向原2133	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第102号	内区第130号	第二種区画漁業	西池	三豊市高瀬町上高瀬通音寺1698	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第103号	内区第131号	第二種区画漁業	松葉崎池	三豊市高瀬町下高瀬大7松1396-1外1兼	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第104号	内区第132号	第二種区画漁業	中池	三豊市高瀬町下高瀬通音寺1862	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第105号	内区第133号	第二種区画漁業	宮池	三豊市高瀬町比地宮/谷408	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第106号	内区第134号	第二種区画漁業	清水池	三豊市高瀬町比地法新2826	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第107号	内区第135号	第二種区画漁業	丸山池	三豊市高瀬町比地桑池178-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第108号	内区第136号	第二種区画漁業	水取池	三豊市高瀬町比地新宮2393	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第109号	内区第137号	第二種区画漁業	水取池	三豊市高瀬町比地新宮683-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第110号	内区第138号	第二種区画漁業	唐池	三豊市高瀬町新名小原1920-132	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第111号	内区第139号	第二種区画漁業	大坊池	三豊市高瀬町下高瀬1750番地1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第112号	内区第140号	第二種区画漁業	九頭神池	三豊市豊中町空田空岡宮脇687	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第113号	内区第141号	第二種区画漁業	大津池	三豊市豊中町空田空岡野津午9071-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第114号	内区第142号	第二種区画漁業	五池	三豊市豊中町空田空岡神田1756	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第115号	内区第143号	第二種区画漁業	釘貫池	三豊市豊中町空田空岡中屋1161	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第116号	内区第144号	第二種区画漁業	新池	三豊市豊中町空田空岡中屋1185	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第117号	内区第145号	第二種区画漁業	龍王池	三豊市豊中町空田空岡五衛門1786-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第118号	内区第146号	第二種区画漁業	鷹の子池	三豊市豊中町下高野山崎67	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第119号	内区第147号	第二種区画漁業	普入池	三豊市豊中町下高野山崎469	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第120号	内区第151号	第二種区画漁業	神田池	三豊市豊中町下高野双石2468-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第121号	内区第152号	第二種区画漁業	中の池	三豊市豊中町下高野高津2743	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第122号	内区第154号	第二種区画漁業	養新池	三豊市豊中町比地大平池2342	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第123号	内区第155号	第二種区画漁業	南池	三豊市豊中町比地大神ノ木3035	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第124号	内区第158号	第二種区画漁業	蓮池	三豊市豊中町比地大瀬戸360	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第125号	内区第159号	第二種区画漁業	宮池	三豊市山本町社中野2799	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第126号	内区第160号	第二種区画漁業	勝田池	三豊市山本町社中野2488-1	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第127号	内区第161号	第二種区画漁業	勝田池	三豊市山本町社中野1038	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1~R11.3.31	個別漁業権
内区第128号	内区第162号	第二種区画漁業	宮池	—	—	—	—
内区第129号	内区第163号	第二種区画漁業	宮池	—	—	—	—
内区第130号	内区第169号	第二種区画漁業	緑池	—	—	—	—

内水面漁場計画(区画漁業権)の素案一覧

計画番号	現免許番号	漁業の種類	漁場の位置及び区域		漁業時期	存続期間	個別漁業権・団体漁業権の別
			区域(池名)	位置			
内区第131号	内区第163号	第二種区画漁業	土井之池	韮音寺市栲田町字池崎1509	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権
内区第132号	内区第166号	第二種区画漁業	梧井池	韮音寺市粟井町字母神1000	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権
内区第133号	内区第167号	第二種区画漁業	双子池	韮音寺市木之瀬町54-6	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権
内区第134号	内区第168号	第二種区画漁業	秋池	韮音寺市大野原町大野原字林下501	4月1日から翌年3月31日まで	R6.4.1～R11.3.31	個別漁業権

付記
条件

- 計画番号内共第1号
 1 河川の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 2 水利の妨害をしてはならない。
 3 水利関係者、河川関係者と協議の上操業しなければならない。
 4 水利関係者、河川管理者との合意事項はこれを厳守しなければならない。

- 計画番号内区第201号から202号及び内区第1号から内区第2号
 ため池の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 計画番号内区第3号から134号
 1 ため池の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 2 水利関係者との合意事項を厳守し、協議の上操業しなければならない。

計画番号 内区第201号 (さけ類)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地 1 (安戸池)

イ 点の位置

基点A 供養塔

// B 水路開口部北端

// C 北護岸東端

// D 護岸・県道津田引田線交差部

// E 北護岸屈曲部

// F 県道津田引田線湾曲部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯 34 度 14 分 35 秒、東経 134 度 23 分 48 秒)

// ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

(北緯 34 度 14 分 36 秒、東経 134 度 23 分 44 秒)

// ハ CからD見通し線上イからDへ160メートルのところ

(北緯 34 度 14 分 30 秒、東経 134 度 23 分 45 秒)

// ニ EからF見通し線上ロからFへ160メートルのところ

(北緯 34 度 14 分 32 秒、東経 134 度 23 分 41 秒)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖を除く)	11月1日から翌年6月30日まで

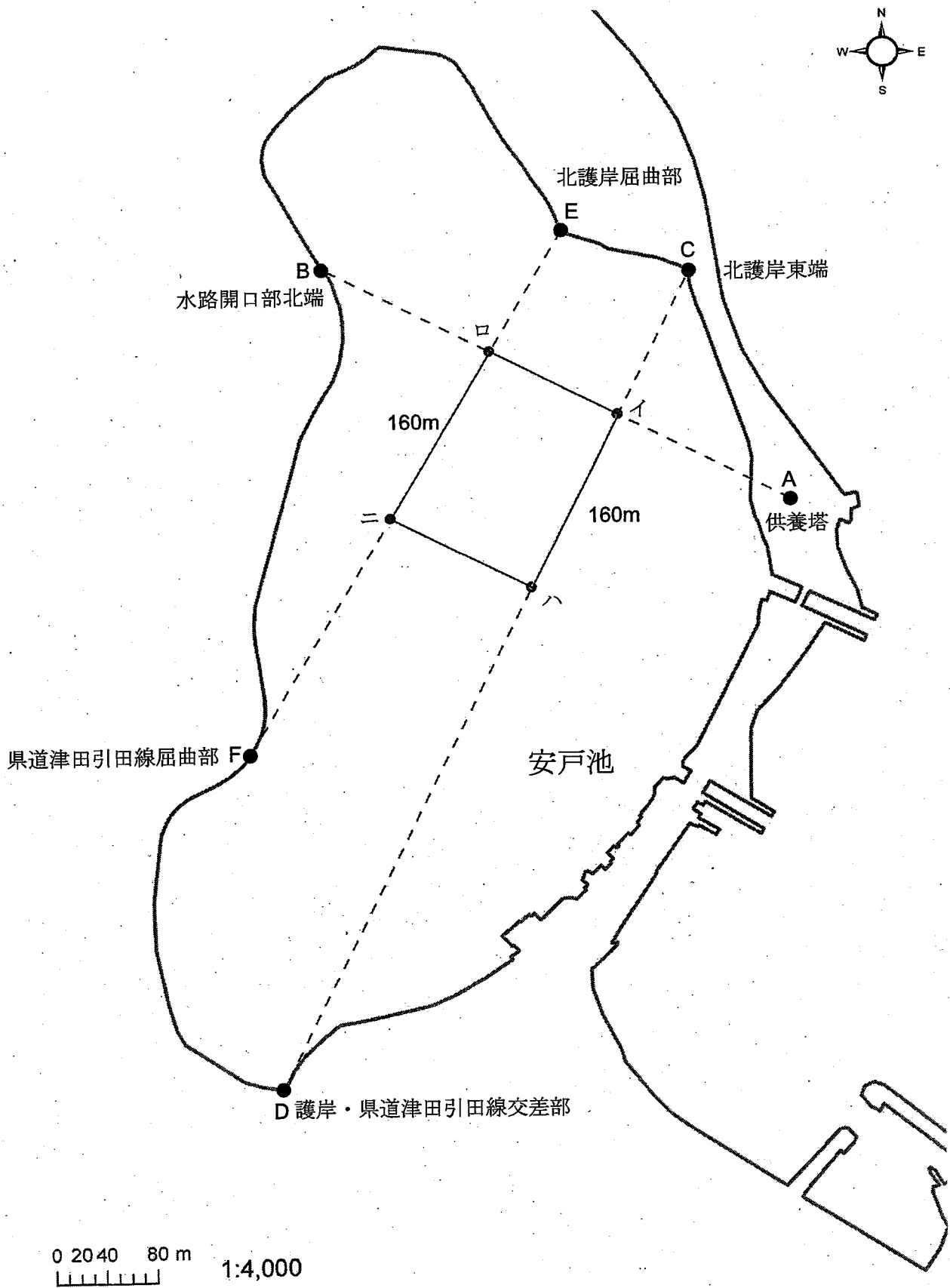
(3) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(6) 関係地区 東かがわ市引田



計画番号 内区第202号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1 (安戸池)

イ 点の位置

基点A 北護岸屈曲部

" B 北西護岸水門

" C 北岸の窪

" D 護岸・県道津田引田線交差点

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯34度14分40秒、東経134度23分43秒)

" ロ CからD見通し線上イからDへ40メートルのところ

(北緯34度14分28秒、東経134度23分40秒)

" ハ AからB見通し線上イからBへ40メートルのところ

(北緯34度14分41秒、東経134度23分41秒)

" ニ AからB見通し線と平行にロから西へ40メートルのところ

(北緯34度14分28秒、東経134度23分38秒)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	4月1日から翌年3月31日まで

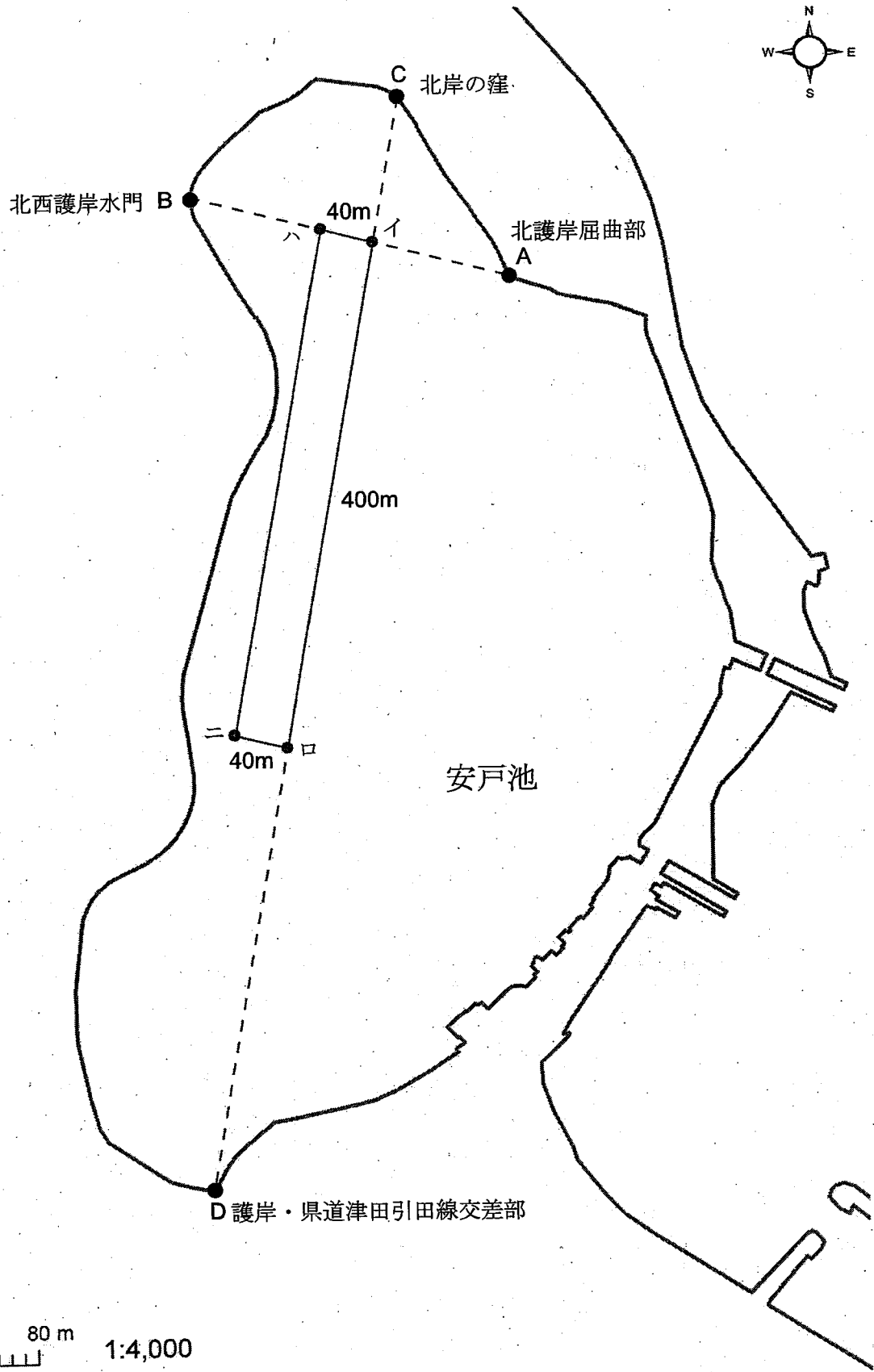
(3) 存続期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(6) 関係地区 東かがわ市引田



令和6年度内水面漁業権一斉切替えスケジュール(予定)

区 分	項 目	日 程(予 定)	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業権一斉切替えについて	6月20日	令和4年
行使実績調査	養魚実績(R3年度)の取りまとめ	～8月	
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針(案)の作成	9月～12月上旬	
内水面漁業免許方針等	淡水漁協等へのヒアリング	12月～1月上旬	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業免許方針(案)の協議	1月下旬	令和5年
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針の策定	2月上旬	
市町担当者説明	内水面漁業免許方針等に関する説明	2月～3月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画樹立申請書の受付	3月～5月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画に関するヒアリング及び現地調査	5月～6月	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について(協議)	6月22日	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について(協議)	8月9日	
関係機関調整	県土地改良課、河川砂防課	8月16日～8月29日	
利害関係人の意見聴取	意見聴取(県HP)	9月8日～10月10日	
利害関係人の意見聴取	検討結果の報告(県HP)	10月13日	
内水面漁場計画	内水面漁場計画原案の作成	10月13日	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画の委員会諮問	11月6日	
公聴会・内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について意見聴取・答申	12月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画の公示(県HP)	12月	
免許申請	免許申請書の提出	1月	令和6年
漁業権行使規則(第五種共同漁業・第一種区画漁業)の認可申請	認可申請書の提出	1月	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可申請	認可申請書の提出	1月	
内水面漁場管理委員会	被免許者の諮問・答申	3月	
免許	免許日(免許公示)	4月1日	
漁業権行使規則(第五種共同漁業・第一種区画漁業)の認可申請	行使規則認可	4月1日	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可申請	遊漁規則認可	4月1日	

内水面漁場計画の案の作成に関する意見の募集について

香川県では、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条の規定により、内水面漁場計画の作成を予定していることから、内水面漁場計画の素案について、同法第67条第2項において準用する法第64条第2項に基づき当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を募集します。

1 意見募集の対象

内水面漁場計画（素案）

2 海区漁場計画の素案の公示日

令和5年9月8日（金曜日）

3 意見の提出方法

- ・意見の提出にあたっては、所定の意見書（様式）に記入の上、香川県農政水産部水産課まで、電子メール、郵送又はファックスで提出してください。電話等その他方法での受付はいたしません。
- ・電子メールで御意見を提出いただく際、題名又は件名は「内水面漁場計画の案に関する意見」としてください。
- ・意見は日本語を使用してください。
- ・漁業法施行規則第22条第2項により、意見を述べる場合、当該事案について利害関係があることを疎明する必要があります。

4 意見の提出期限

令和5年10月10日（火曜日）

午後5時まで（必着）

5 結果の公表

- ・いただいた意見に対しては、当ホームページにおいて結果を公表いたします。なお、個人情報（住所、氏名、電話番号、メールアドレス）は公表しません。
- ・意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。
- ・利害関係人であることの疎明がない場合や利害関係人ではないと判断される場合には、意見に対して回答しないことがあります。

6 その他の注意事項

- ・提出された書類は返却しません。

- ・提出に係る経費は、提出者の負担となります。
- ・意見書に記入された事項等の確認を行うため、必要に応じて調査を行う場合があります。

7 資料の入手方法等

- ・以下の場所で入手、閲覧することができます（土、日、祝日は除く）。
香川県農政水産部水産課（県庁本館18階）
県民室（県庁東館M2階）

8 意見の提出先・問い合わせ先

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県農政水産部水産課 漁業調整室 漁業調整グループ
(香川県庁本館18階)

電話番号：087-832-3473（直通）

FAX：087-806-0200

メールアドレス：suisan@pref.kagawa.lg.jp

内水面漁場計画の案の作成について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

令和5年9月8日から同年10月10日までの1カ月間、内水面漁場計画の案の作成について実施した意見の募集では、1人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人 1件

〈提出されたご意見の数〉

計画全体について

1件

その他

1件

合計

2件

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>内水面漁場計画（区画漁業権）素案 付記、条件</p> <p>1 ため池の維持管理その他保全のため国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施工については正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>この条件は水産法規解説全集、漁業制度関係質疑応答 漁業法 34 条漁業権の制限又は条件についての行政実例 117) 内水面共同漁業権の制限条件などの疑義について 回答 昭 32.12. 27.32 水漁第 4234 号 漁政部長</p> <p>118) 漁業権の制限又は条件について 回答 昭 38, 10, 21.38 水漁第 6929 号 漁政部長</p> <p>によると「違法であり、たとえ付けても無効である」とあります。</p> <p>この条件には罰則の規定も伴うことから一般的に「違法であり無効」な条件に基づいて検挙又は行政処分、行政指導などを行えば誤解による新しい紛争が生じる可能性</p>	<p>国の技術的助言（海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知））において、「将来予想される埋め立て工事のため免許期間を制限する旨、将来における埋め立て工事を予想して漁業被害に対する補償要求をしてはならない旨の条件は、法の目的から逸脱しており、付けることができない。」としており、117) 及び118) は当該事案に該当しますが、本県の付す「正当な理由がなければこれを拒んではならない。」は該当しません。</p> <p>なお、正当な理由に該当するか否かは、具体的な事案に応じ、個別に判断されることとなります。</p>

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>があります。</p> <p>公平公正な水面利用の観点からもこの条件を内水面漁場計画（区画漁業権）素案から取り消していただきたい。</p>	
<p>また、この条件は法律用語で作成されている行政文章なので、一般大衆の漁業者には内容を正しく読み解くことは大変難しい。</p> <p>そこで今回の一斉、許可（免許、許可など）更新手続き（第5種共同漁業権、第2種区画漁業権、うなぎ稚魚漁業許可、採捕許可）において手続きの透明性を向上するために特に、今回の内水面漁場計画素案において、この条件を受け手の漁業者にとって条件の内容（注1）を詳しく、解りやすい文章に書き換えて、全ての申請者や漁業関係者に公にして、説明していただきたい。</p> <p>（注1） 条件の内容 （目的や趣意、義務、禁止、正当な理由などの基準、範囲、経緯などが具体的に明らかになっていること）</p>	<p>今後も解りやすい文書に努めてまいります。</p>

(参考資料)

令和6年4月1日付け漁業権の一斉切替え
に係る内水面漁場計画について

漁業免許 — 次期切替え漁業権の概要 —

区分	漁業の種類	現行免許件数	設定要望があつた漁場の数	漁業権の存続期間	免許予定日	備考
共同漁業	第五種共同漁業	1	1	10年	令和6年4月1日	
	第一種区画漁業	1	2	5年 ※新規漁場については1年を予定		
区画漁業	第二種区画漁業	168	134	5年		
計		170	137			

市町別設定要望件数

現免許数:170件

設定要望があった漁場の数:137件(うち新規4件)

放棄漁場:37件

漁場の位置する市町別の内水面漁場計画（第五種共同漁業）への設定要望件数一覧

市町名	現行免許		漁場の数		放棄	「放棄」の現免許番号
	免許番号	計	計	計		
三豊市	内共第1号	1	1	1		

漁場の位置する市町別の内水面漁場計画（第一種区画漁業）への設定要望件数一覧

市町名	現行免許		漁場の数		放棄	「放棄」の現免許番号
	免許番号	計	計	計		
東かがわ市	内区第201号	1	2	2		

漁場の位置する市町別の内水面漁場計画（第二種区画漁業）への設定要望件数一覧

市町名	現行免許		漁場の数		放棄	「放棄」の現免許番号
	免許番号	計	計	計		
東かがわ市	内区第1号～内区第3号	3	2	1	3	
さぬき市	内区第4号	1	1			
三木町	内区第5号～内区第12号	8	5	3	5, 6, 7	
高松市(牟礼町)	内区第13号～内区第15号	3	2	1	15	
(東讃地区村)		(15)	(10)	(5)		
高松市	内区第17号～内区35号	19	16	3	25, 34, 35	
(西讃地区村)		(19)	(16)	(3)		
綾川町	内区第36号～内区第43号	8	4	4	36, 37, 38, 39	
坂出市	内区第44号～内区第45号	2	2			
丸亀市	内区第46号～内区第88号	43	35	8	63, 64, 65, 68, 76, 77, 87, 88	
多度津町	内区第89号～内区第101号, 内区103号, 内区173号	15	10	5	89, 93, 94, 103, 173	
普通寺市	内区第104号～内区第110号	7	7			
まんのう町	内区第111号～内区第114号	4	4			
(中讃地区村)		(7)	(62)	(17)		
三豊市	内区第115号～内区第147号 内区第151号～内区第162号 内区第169号～内区第172号	49	42	10	117, 120, 124, 128, 140, 153, 157, 170, 171, 172	
観音寺市	内区第163号～内区第168号	6	4	2	164, 165	
(西讃地区村)		(65)	(46)	(12)		
合計		168	134	37		

現行免許のうち内水面漁場計画（第二種区画漁業）への設定要望がない漁場（放棄漁場）

市町名	現免許番号	区域（池名）	漁場の位置
東かがわ市	3	新池	東かがわ市伊座古屋地987
	5	国下池	木田郡三木町井戸4891
三木町	6	山大寺池	木田郡三木町上高岡1439
	7	平野池	木田郡三木町上高岡1295
高松市（牟礼町）	15	羽間上池	高松市牟礼町大町字羽間1963番1
	25	坂瀬池	高松市池田町1447
高松市	34	小田池	高松市川部町2237
	35	音谷池	高松市香南町由佐2187
綾川町	36	禰生池	綾歌郡綾川町畑田字森田原3355
	37	山の神池	綾歌郡綾川町畑田字西谷495
	38	森葉新池	綾歌郡綾川町畑田字森葉1839
	39	森葉池	綾歌郡綾川町畑田字生子1810
	63	新池	丸亀市飯野町西分118
丸亀市	64	藤高池	丸亀市飯野町東分2626
	65	聖池	丸亀市土器町西3-657
	68	宮池（川古池）	丸亀市土器町西2-1520
	76	金丸池	丸亀市川西町北10
	77	金丸上池	丸亀市川西町3
	87	先代池	丸亀市金倉町944
	88	平池	丸亀市金倉町885-1
	89	菰池	仲多度郡多度津町大字道福寺字経田562
多度津町	93	買田池	仲多度郡多度津町大字庄字笠屋461
	94	皿池（牛池）	仲多度郡多度津町大字三井字一ノ坪甲87
	173	白方池	仲多度郡多度津町大字山階字水附2296
	103	水附池	仲多度郡多度津町大字山階字水附853
	117	皿池	三豊市三野町吉津宗吉甲145
三豊市	120	仁尾坂池	三豊市三野町吉津正本乙23
	124	加徳池	三豊市詫間町詫間1303-1
	128	山吹池	三豊市仁尾町仁尾字南草木乙2053-1
	140	大坊池	三豊市高瀬町新名小原1920-132
	163	大谷新池	三豊市中町下高野龍峰2230
	157	二の池	三豊市中町岡本大池478
観音寺市	170	新池	三豊市中町笠田笠岡五右衛門1898
	171	湧之池	三豊市中町上高野中尾3521
	172	中池	三豊市中町上高野中尾364
	164	仁池	観音寺市池之尻町573
	165	一ノ谷池	観音寺市中田井町858-1
		37漁場	

新規に内水面漁場計画設定要望があった漁場の調査一覧表

区分	漁業の種類	市町名	区域 (池名)	漁場の位置	漁場の積 面 (m ²)	漁場環境			排水の流入状況			保安工事		過去の 免許状況	生産計画		備 考
						水色	透明度	水生 生物等	家庭 排水	畜産 排水等	護岸	その他	種類		生産量 (kg)		
区画漁業	第一種区画漁業	東かがわ市	安戸池	東かがわ市引田4373-1	25,900	59	高	魚類	有	無	無	—	—	魚類で既 定済	かき	2,040	
		三豊市	九郎神池	三豊市高瀬町下麻1750番地1	16,000	33	中	藻類	有	無	無	—	—	H26年3月 まで免許	ふな	2,300	
	第二種区画漁業	三豊市	峠池	三豊市三野町大見甲6258番地1	15,000	45	高	藻類	有	無	無	—	—		ふな	800	
		三豊市	大石池	三豊市三野町大見甲2958番地1	20,000	42	低	無	有	無	無	—	—		ふな	1,800	

内水面漁場計画（第二種区画漁業）への設定要望者が現漁業権者と異なる漁場

市町名	現免許 番号	区域（池名）	漁場の位置	現在の漁業権者
高松市	18	久米池	高松市新田町甲2139	竹内 茂
	27	住蓮寺池	高松市多肥上町2285-1	竹内 茂
	31	下池	高松市林町下地825	竹内 茂
	32	長池	高松市林町長池1753	竹内 茂
丸亀市	54	成願寺池	丸亀市綾歌町岡田西1304	石田 幸男
善通寺市	105	中池	善通寺市木徳町122	大森 和夫
三豊市	116	念仏田池	三豊市三野町大見出井上甲512	宮本 一重
	119	郡池	三豊市三野町吉津山越甲1715	新延 照市
	126	吉池	三豊市仁尾町仁尾丙1205	新延 照市
	140	大坊池	三豊市三野町高瀬町新名小原1920番地132	新延 照市
	141	大津池	三豊市豊中町笠田笠岡687番地	西岡 覚
		11漁場		

免許方針第3の1の(1)に規定する漁場面積5000㎡以上の基準を満たさない池の取扱いについて

現行免許番号	漁場の区域		池面積(㎡)	池の利用状況
	区域(池名)	漁場の位置		
30	小森谷池	高松市仏生山町3129	3,000	隣接する櫛り鉢池と連携して利用する。
42	四ツ池	綾歌郡綾川町大字滝宮字原南640	3,000	隣接する大池と連携して利用する。
92	永池	仲多度郡多度津町大字葛原字横田664	4,000	隣接する上池と連携して利用する。

【参考】 内水面漁業免許方針(抜粋) 令和5年2月6日制定

第2 基本的な考え方

2 内水面漁場計画は、それぞれの漁業権が内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること、また、活用漁業権があるときは、類似漁業権が設定されていることが要件となる。

第3 区画漁業

1 (1) 漁場面積(満水面積)は、5,000㎡(約5反)以上であること。

ただし、5,000㎡未満であっても、他の漁場と隣接するものであってこれと連携すれば当該漁場が効率的に利用されると認められる場合はこの限りでない。

1 (3) 当該漁場の利用について、水利関係者の同意を得ていること。

市町別 漁場計画及び養殖・増殖計画

東かがわ市

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	201	東かがわ市引田4373-1	安戸池	19,000	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第一種区画漁業権
2	-	東かがわ市引田4373-1	安戸池	16,000	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2261-44	第一種区画漁業権 新規
3	1	東かがわ市引田3035	大池	41,000	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種区画漁業権
4	2	東かがわ市引田4373-1	安戸池	259,000	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2261-44	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	安戸池						ニジマス24,000
2	安戸池						マダキ2,040
3	大池						ヒメ外290
4	安戸池						ヒメ外26,200

さぬき市

No.	1	現行 免許 番号	4	漁場の位置	さぬき市長尾名1672	漁場の区域 (池の名称)	養池 (ハ横池)	漁場面積 ㎡	146,000	申請者		備考
										氏名	住所	
										水上 幸徳	高松市香川町浅野3513-9	第二種区画漁業権

No.		養殖計画 (取上げ数量:kg)			
漁場の区域 (池の名称)		養池 (ハ横池)			
1	養池 (ハ横池)	ふな	こい	色こい	その他
		8,000			
				えび	

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	8	木田郡三木町大字氷上4369-1	堀切池	36,000	白井 正人	木田郡三木町大字氷上3617-2	第二種区画漁業権
2	9	木田郡三木町大字氷上2607	藤池	25,000	高本 学	木田郡三木町大字氷上2652	第二種区画漁業権
3	10	木田郡三木町大字田中2633	西谷池	18,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
4	11	木田郡三木町大字田中1560	蓮池	138,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
5	12	木田郡三木町大字池戸1239	男井間池	320,000	川田 幸雄	木田郡三木町大字池戸乙4	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もちこ	えび	その他
1	堀切池	4,500					
2	藤池	5,000					
3	西谷池	2,000					
4	蓮池	6,000					
5	男井間池	10,000					

高松市 (その1)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	13	高松市牟礼町原1249番地	牛田池	20,000	香川 正弘	高松市牟礼町原1223-4	第二種区画漁業権
2	14	高松市牟礼町大町1705番地	羽間下池	48,000	香川 正弘	高松市牟礼町原1223-4	第二種区画漁業権
3	17	高松市高松町697-1	長尾池	18,400	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513-9	第二種区画漁業権
4	18	高松市新田町甲2139	久米池	185,900	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権
5	19	高松市十川東町301	平田池	81,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
6	20	高松市十川東町1239	外山池	60,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
7	21	高松市十川東町1759	香地池	40,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
8	22	高松市十川東町2028	新池	9,900	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
9	23	高松市十川東町788	鷺池	16,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権
10	24	高松市十川西町1165	雀池	7,000	池内 陽介	高松市十川東町999-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	牛田池	2,300					
2	羽間下池	2,800					
3	長尾池	3,500					
4	久米池	2,000					
5	平田池	2,000					
6	外山池	5,000					
7	香地池	2,000					
8	新池	2,000					
9	鷺池	2,000					
10	雀池	1,000					

高松市 (その2)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
11	26	高松市三谷町2753	松池	29,000	河野 徳明	高松市三谷町2734	第二種区画漁業権
12	27	高松市多肥上町2258	住蓮寺池	129,000	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権
13	28	高松市仏生山町甲3206	平池	350,000	水上 為雄	高松市仏生山町甲3128-70	第二種区画漁業権
14	29	高松市仏生山町甲3131	摺り鉢池	3,400	水上 幸徳	高松市香川町淺野3513-9	第二種区画漁業権
15	30	高松市仏生山町甲3129	小森谷池	7,400	水上 幸徳	高松市香川町淺野3513-9	第二種区画漁業権
16	31	高松市林町下池825	下池	23,000	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権
17	32	高松市林町字宮西1753	長池	40,000	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権
18	33	高松市木太町平塚188	大池	108,000	竹内 英樹	高松市多賀町3-20-5	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)			
		ふな	こい	色こい	その他
11	松池	5,000			
12	住蓮寺池	15,000			
13	平池	45,000			
14	摺り鉢池	1,000			
15	小森谷池	1,200			
16	下池	1,500			
17	長池	1,000			
18	大池	2,000			

綾川町

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	40	綾歌郡綾川町萱原431	北條池	408,870	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
2	41	綾歌郡綾川町滝宮699	菰池	27,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
3	42	綾歌郡綾川町滝宮762	四ツ池	3,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
4	43	綾歌郡綾川町滝宮640	大池	30,900	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	北條池	15,000					
2	菰池	3,000			100		
3	四ツ池	1,000			30	15	
4	大池	3,000			100		

坂出市

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申請者		備考
					氏名	住所	
1	44	坂出市小川町353	鎌田池	119,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
2	45	坂出市川津町5808	蓮池	50,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	鎌田池	10,000			100	100	
2	蓮池	5,000			300	300	

丸亀市 (その1)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	46	丸亀市綾歌町栗熊東2131	水橋池	66,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
2	47	丸亀市綾歌町岡田東上新開1626	為久池	41,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
3	48	丸亀市綾歌町岡田東小津守2294	小津森池	79,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
4	49	丸亀市綾歌町岡田西打越711	打越上池	44,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
5	50	丸亀市綾歌町岡田西730	打越下池	37,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
6	51	丸亀市綾歌町岡田上重永1569	皿池	22,700	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
7	52	丸亀市綾歌町岡田上今滝	今滝池	17,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
8	53	丸亀市綾歌町岡田西森後605	源田池	12,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
9	54	丸亀市綾歌町岡田西1304	成願寺池	18,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
10	55	丸亀市綾歌町岡田西127	新池	30,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	水橋池	1,500					
2	為久池	8,000					
3	小津森池	9,000					
4	打越上池	2,000					
5	打越下池	2,000					
6	皿池	2,000					
7	今滝池	800					
8	源田池	2,700					
9	源田池	1,000					
10	新池	4,000					

丸亀市 (その2)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
11	56	丸亀市綾歌町岡田西新田115	北原池	5,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
12	57	丸亀市飯山町上法軍寺2654-14地先	仁池	280,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
13	58	丸亀市飯山町上法軍寺2032-2地先	大窪池	154,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
14	59	丸亀市飯山町東小川300	浦池	25,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
15	60	丸亀市飯山町東小川215	下池	10,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
16	61	丸亀市飯野町東分2188	柳池	49,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
17	62	丸亀市飯野町東分2209	長太夫池	17,000	西岡 健司	坂出市川津町3577-5	第二種区画漁業権
18	66	丸亀市 中府町1-1	蓮池	21,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
19	67	丸亀市 山北町276	山北新池	6,000	宮崎 邦男	丸亀市土器町東七丁目164番地 9-17土器公園301号	第二種区画漁業権
20	69	丸亀市 柞原町1186	馬池	55,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)				えび	その他
		ふな	こい	色こい	もろこ		
11	苗子次池(北原池)	700					
12	仁池	40,000					
13	大窪池	4,000					
14	浦池	2,500					
15	下池	2,000					
16	柳池	3,000			300	なます 300	
17	長太夫池	1,200			100		
18	蓮池	1,000					
19	山北新池	270					
20	馬池	4,000					

丸亀市 (その3)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
21	70	丸亀市 田村町107	田村池	177,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
22	71	丸亀市 田村町43	太井池	43,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
23	72	丸亀市 郡家町3202	庄ノ池	55,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
24	73	丸亀市 郡家町3481	小林池	11,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
25	74	丸亀市 川西町698	原池	5,000	宮崎 邦男	丸亀市土器町東七丁目164番地 カハス土器公園301号	第二種区画漁業権
26	75	丸亀市 川西町北一ノ口2267	道池	87,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
27	78	丸亀市 川西町南608	八丈池	68,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
28	79	丸亀市 郡家町下所326	仁池	32,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
29	80	丸亀市 郡家町下所325	宝幢寺下池	81,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
30	81	丸亀市 郡家町下所324	宝幢寺池	46,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量・kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
21	田村池	6,000					
22	太井池	4,000					
23	庄之池	2,500					
24	小林池	1,500					
25	原池	240					
26	道池	4,500					
27	八丈池	6,000					
28	仁池	1,500					
29	宝幢寺下池	1,500					
30	宝幢寺池	3,500					

丸亀市 (その4)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申 請 者		備 考
					氏 名	住 所	
31	82	丸亀市三条町494	籠池	9,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
32	83	丸亀市郡家町2173	大池	59,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
33	84	丸亀市郡家町2165	矢野池	14,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
34	85	丸亀市郡家町2211	宮池	39,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
35	86	丸亀市三条町1035	新池	47,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
31	籠池	1,000					
32	大池	3,000					
33	矢野池	1,500					
34	宮池	2,000					
35	新池	3,500					

多度津町

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	90	仲多度郡多度津町大字道福寺271	新池	10,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
2	91	仲多度郡多度津町大字道福寺甲3	上池	40,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権
3	92	仲多度郡多度津町大字葛原664	永池	4,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権
4	95	仲多度郡多度津町大字葛原1853	千代池	45,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
5	96	仲多度郡多度津町大字葛原1989	中池	5,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
6	97	仲多度郡多度津町大字葛原2065	上池 (小塚池)	27,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
7	98	仲多度郡多度津町大字葛原字永井88	新池	33,000	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
8	99	仲多度郡多度津町大字三井488	新池	9,000	川原 清和	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	第二種区画漁業権
9	100	仲多度郡多度津町大字青木51	要池	27,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権
10	101	仲多度郡多度津町大字山階1963	宮後池	8,000	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	新池	800			50		
2	上池	2,000			100		
3	永池	300			10		
4	千代池	1,000			100		
5	中池	200			20		
6	上池 (小塚池)	1,000			30		
7	新池	1,500			60		
8	新池	700			100		
9	要池	2,000			30		
10	宮後池	1,000			30		

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	104	普通寺市与北町九谷1369	買田池	120,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
2	105	普通寺市木徳町122	中池	30,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
3	106	普通寺市木徳町573	宮池	59,600	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
4	107	普通寺市金蔵寺町399	村上池	42,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
5	108	普通寺市生野町1819	熊ヶ池	38,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
6	109	普通寺市大麻町2672	地藏池	33,100	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121-1	第二種区画漁業権
7	110	普通寺市生野町2725	菅池	5,700	荒木 秀隆	仲多度郡琴平町514-6	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	買田池	6,000					
2	中池	3,000					
3	宮池	8,000					
4	村上池	2,000					
5	熊ヶ池	6,500					
6	地藏池	3,000					
7	菅池	1,000					

まんのう町

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者			備考
					氏名	住	所	
1	111	仲多度郡まんのう町炭所東3006	亀越池	209,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町	苗田1121-1	第二種区画漁業権
2	112	仲多度郡まんのう町神野170	満濃池	1,385,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町	苗田1121-1	第二種区画漁業権
3	113	仲多度郡まんのう町羽間2386	羽間池	49,000	石田 隆幸	仲多度郡琴平町	苗田1121-1	第二種区画漁業権
4	114	仲多度郡まんのう町佐文字北岡1056	井倉池	7,000	荒木 秀隆	仲多度郡琴平町	514-6	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	亀越池	3,000					
2	満濃池	10,000					
3	羽間池	3,500					
4	井倉池	1,000					

三豊市(その1)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m ²	申請者		備考
					氏名	住所	
1	115	三豊市三野町大見甲4211-1	加敷池	18,600	佐野 広志	三豊市高瀬町下膳間2030-2	第二種区画漁業権
2	116	三豊市三野町大見甲512	念仏田池	15,900	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
3	118	三豊市三野町吉津乙1298-1	瀬入池	13,000	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197	第二種区画漁業権
4	119	三豊市三野町吉津甲1715-1	郡池	35,000	新延 孝治	三豊市三野町吉津甲422-2	第二種区画漁業権
5	121	三豊市三野町吉津乙890	又ヶ谷池	12,400	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197	第二種区画漁業権
6	122	三豊市三野町吉津乙1175	薄池	6,000	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197	第二種区画漁業権
7	123	三豊市三野町吉津乙1369-3	奥池	10,500	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197	第二種区画漁業権
8	—	三豊市三野町大見甲6256-1	峠池	28,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権 新規
9	—	三豊市三野町大見甲2958-1	大石池	16,200	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権 新規
10	125	三豊市仁尾町仁尾戊840-1	原池	14,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画(取上げ数量:kg)			
		ふな	こい	色こい	その他
1	加敷池	1,400			
2	念仏田池	2,500			
3	瀬入池	2,000			
4	郡池	1,000			
5	又ヶ谷池	2,000			
6	薄池	1,500			
7	奥池	2,000			
8	峠池	800			
9	大石池	1,800			
10	原池	1,500			

三豊市 (その2)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
11	126	三豊市 仁尾町仁尾字北草木丙1205	吉池	21,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
12	127	三豊市 仁尾町仁尾字北草木丙176-1	湊池	12,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
13	129	三豊市高瀬町上高瀬2133-1	田井新池	19,600	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
14	130	三豊市高瀬町下勝間1698	西池	5,800	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
15	131	三豊市高瀬町下勝間1396-1	松葉崎池	7,300	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
16	132	三豊市高瀬町比地中3161-2	国市池	228,000	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
17	133	三豊市高瀬町比地中408-1	中池	13,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
18	134	三豊市高瀬町比地302-1	宮池	8,500	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
19	135	三豊市高瀬町比地1787-1	満水池	65,100	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
20	136	三豊市高瀬町比地2826-1	丸山池	14,800	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量・kg)				
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび
11	田井新池	2,200				
12	西池	2,000				
13	松葉崎池	1,500				
14	国市池	8,000				
15	中池	1,300				
16	宮池	1,500				
17	満水池	10,000				300
18	丸山池	1,500				
19	陽水池	1,200				
20	水政池	2,500				

三豊市 (その3)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備考
					氏 名	住 所	
21	137	三豊市高瀬町比地2393	陽水池	14,100	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
22	138	三豊市高瀬町比地918-1	水政池	22,200	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
23	139	三豊市高瀬町比地唐頭683-1	唐頭池	36,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
24	140	三豊市高瀬町新名小原1920-132	大坊池	18,000	新延 孝治	三豊市三野町吉津甲422-2	第二種区画漁業権
25	-	三豊市高瀬町下麻九頭神1750-1	九頭神池	22,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権 新規
26	141	三豊市豊中町笠田笠岡宮脇687	大津池	33,600	西岡 妙子	三豊市豊中町上高野2693-2	第二種区画漁業権
27	142	三豊市豊中町笠田笠岡野津午9071-1	玉池	21,000	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
28	143	三豊市豊中町笠田笠岡稗田1756	釘貫池	10,900	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114-3	第二種区画漁業権
29	144	三豊市豊中町笠田笠岡中尾1161	新池	8,100	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114-3	第二種区画漁業権
30	145	三豊市豊中町笠田笠岡中尾1185	龍玉池	4,800	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114-3	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)				えび	その他
		ふな	こい	色こい	もろこ		
21	陽水池	1,200					
22	水政池	2,500					
23	唐頭池	2,000					
24	大坊池	400					
25	九頭神池	960					
26	大津池	250					
27	玉池	500					
28	釘貫池	700					
29	新池	1,200					
30	龍玉池	1,000					

三豊市(その4)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
31	146	三豊市豊中町笠田笠岡五右衛門1786-1	鷹の子池	27,900	宮武 進	三豊市豊中町笠田笠岡2114-3	第二種区画漁業権
32	147	三豊市豊中町上高野普入3179	普入池	27,900	川上 喜広	三豊市豊中町上高野3825	第二種区画漁業権
33	151	三豊市豊中町下高野67-1	神田池	24,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
34	152	三豊市豊中町下高野469	中の池	23,400	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
35	154	三豊市豊中町下高野2468-1	裏新池	8,100	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
36	155	三豊市豊中町固本484	南池	18,400	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
37	158	三豊市豊中町比地大2342-1	蓮池	13,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
38	159	三豊市豊中町比地大3035	宮池	52,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
39	160	三豊市豊中町比地大郷戸360	勝田池	164,000	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027-3	第二種区画漁業権
40	161	三豊市山本町辻中西2799	国吉池	21,000	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画(取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
31	鷹の子池	1,500					
32	普入池	1,500					
33	神田池	2,300					
34	中の池	2,000					
35	裏新池	800					
36	南池	200					
37	蓮池	1,800					
38	宮池	4,000					
39	勝田池	10,000					
40	国吉池	1,000					

25

三豊市 (その5)

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申 請 者		備 考
					氏 名	住 所	
41	162	三豊市山本町辻1353番地	宮池	21,000	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353	第二種区画漁業権
42	169	三豊市高瀬町比地2959番地1	緑池	21,000	宮本 一重	三豊市高瀬町比地2959-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:KG)			
		ふな	こい	色こい	もちこ
41	宮池	1,000			えび
42	緑池	2,000			その他

観音寺市

No.	現行 免許 番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 ㎡	申請者		備考
					氏名	住所	
1	163	観音寺市柞田町丙130	土井之池	81,000	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030-2	第二種区画漁業権
2	166	観音寺市粟井町1000	塩井池	46,000	本林 武史	観音寺市粟井町450-2	第二種区画漁業権
3	167	観音寺市粟井町54-6	双子池	50,000	本林 武史	観音寺市粟井町450-2	第二種区画漁業権
4	168	観音寺市大野原町大野原7501	袂池	47,700	清水 孝昭	観音寺市大野原町菟原2414-1	第二種区画漁業権

No.	漁場の区域 (池の名称)	養殖計画 (取上げ数量:kg)					
		ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他
1	土井之池	2,000					
2	塩井池	3,600					
3	双子池	3,000					
4	袂池	800					

第5種共同漁業権 漁場位置図



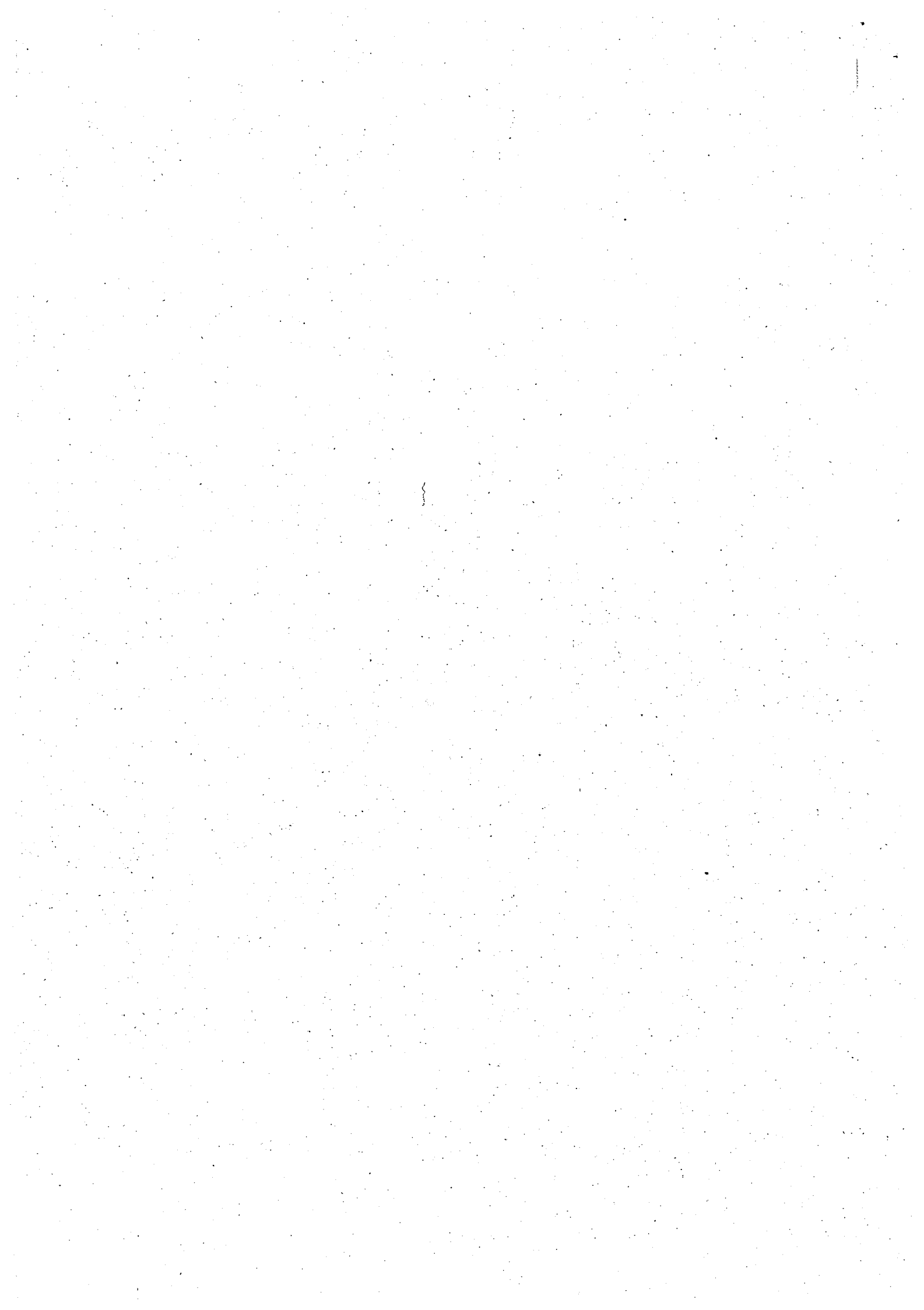


香川県
豊中町全図

1:50,000

昭和二十一年四月一日現在

香川県三豊郡豊中町役場



令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について

- 1 令和2年12月1日の漁業法一部改正により、うなぎ稚魚(13センチメートル以下)は、悪質な密漁の対象となるおそれ大きいとして、特定水産動植物に指定され、原則的に採捕が禁止された。また、この禁止規定を適用除外するためには、知事許可に基づいた漁業を営むことが規定された。
- 2 このことから、令和5年12月1日以降、うなぎ稚魚漁業については、これまでの増養殖用の種苗の自給を目的とした「特別採捕許可(漁業調整規則(以下、規則)第43条)」から「許可制度(規則第4条)」に根拠が変わるため、方針を定めるものである。
- 3 令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針(案)を作成し、令和5年8月9日開催の香川県内水面漁場管理委員会において事前協議した。
- 4 令和5年9月22日に庁内土木関係課(土木監理課、河川砂防課、港湾課)と事前協議した。
- 5 以上のことから、令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針を作成したい。
- 6 同委員会から了承を得た後、次の議決事項にて制限措置の公示について諮問したい。

第 270 回（令和 5 年 8 月 9 日）委員会からの変更箇所

変更理由

工事により河川名が変更したり、施設が無くなっていた操業区域について、漁業関係者や土木関係部局と協議して整理した。

第 6 操業区域

・火光利用たも網

取扱方針 (R5. 8. 9)	取扱方針 (R5. 11. 6)
与田川、湊川	古川 (別添図 1 のとおり)、湊川
大屋富川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面	神谷川及び明神川 (別添図 2 のとおり)、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面
大屋富川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面	神谷川及び明神川 (別添図 2 のとおり)、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面
観音寺市、三豊市内の河川、 <u>豊浜町旧富士紡排水口</u>	観音寺市、三豊市内の河川 (三豊市田井川については別添図 3 のとおり)、 <u>鳴川幹線排水路 (別添図 4 のとおり)、豊浜港 (別添図 5 のとおり)</u>
観音寺市、三豊市内の河川	観音寺市、三豊市内の河川 (<u>三豊市田井川については別添図 3 のとおり</u>)

・瀬張網

取扱方針 (R5. 8. 9)	取扱方針 (R5. 11. 6)
鴨部川	鴨部川 (別添図 7 のとおり)
土器川、大屋富川	土器川、青海川及び神谷川 (別添図 2 のとおり)
与田川、湊川	削除 (与田川、湊川に瀬張網の許可なし)

(参考)

1 関係法令

①漁業法（平成30年12月14日改正、令和2年12月1日施行）

（都道府県知事による漁業の許可）

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（特定水産動植物の採捕の禁止）

第132条 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれ大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれ大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第4号及び第189条において同じ。）を採捕してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

（2） 第36条第1項、第57条第1項、第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）又は第119条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

②漁業法施行規則（令和2年12月1日施行）

（特定水産動植物）

第41条 法第132条第1項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

（1） うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）

（特定水産動植物に関する経過措置）

附則第2条 第41条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、適用しない。

③香川県漁業調整規則（令和2年11月27日制定、令和2年12月1日施行）

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（略）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(29) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

（新規の許可又は起業の認可）

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（体長等の制限）

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。（以下略）

水産動植物	禁止期間	禁止区域
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面

2 第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。

（試験研究等の適用除外）

第43条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規程は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の自給（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

（内水面漁場管理委員会）

第 52 条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針

香川県農政水産部水産課

目 次

- 第1 趣旨
- 第2 許可を受ける者の資格
- 第3 漁業を営む者の資格
- 第4 漁業時期
- 第5 漁業種類
- 第6 操業区域
- 第7 公示による許可の基準
- 第8 許可をしない場合の基準
- 第9 変更の許可（制限措置の変更）の基準
- 第10 採捕従事者数の上限
- 第11 許可の条件

第1 趣旨

香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第29号に規定するうなぎ稚魚漁業の規則第11条第1項に規定する制限措置、うなぎ稚魚漁業の許可（以下「許可」という。）に関する基準及び行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第5条第1項の規定に基づく審査基準等については、この方針の定めるところによる。

第2 許可を受ける者の資格

許可を受ける者は、規則第11条第1項第6号に規定する「漁業を営む者の資格」を満たす者とする。

第3 漁業を営む者の資格

国が国際的な資源管理に取り組んでいる間は、第2の漁業を営む者の資格を、県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、令和5年4月30日現在で香川県知事からしらすうなぎ特別採捕許可を受けていた者とする。

ただし、3親等以内の親族が許可を引き継ごうとする場合は、この限りでない。

第4 漁業時期

許可を受けた年の2月1日から同年の4月30日までの間とする。

第5 漁業種類

うなぎ稚魚漁業の漁業種類は、火光利用たも網又は瀬張網とする。

第6 操業区域

漁業種類ごとに、「操業区域」及び「許可できる漁業者の数」を次の表のとおりとする。

・火光利用たも網

操業区域	許可できる漁業者の数
古川（別添図1のとおり）、湊川	1
東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	1
さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川	1
綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	1
神谷川及び明神川（別添図2のとおり）、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面	1

番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで	1
相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	1
高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田川（琴電の鉄橋から上流）	1
神谷川及び明神川（別添図2のとおり）、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面	1
観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）、鳴川幹線排水路（別添図4のとおり）、豊浜港（別添図5のとおり）	2
観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）	1
丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	1
丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	1
綾川新開潮止堰（別添図6のとおり）	1

・瀬張網

操業区域	許可できる漁業者の数
鴨部川（別添図7のとおり）	1
土器川、青海川及び神谷川（別添図2のとおり）	2
相引川	1
相引川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	1
住吉川、香西北小川	1
大東川、弘田川	1
金倉川、西汐入川	1

第7 公示による許可の基準

規則第11条の規定により、許可を公示する場合は次のとおりとする。

- 1 第3の漁業を営む者の資格、第4の漁業時期、第5の漁業種類、第6の操業区域を制限措置として許可する場合
- 2 現に許可を受けている者の廃業に伴い、当該許可の制限措置（漁業種類、操業区域、漁業時期）を変更しないで、当該許可を引き継ぎたい旨申し出が、現に許可を受けている者の親族からあった場合

第8 許可をしない場合の基準

規則第9条第1項に規定する「許可をしない場合」の基準は以下のとおりとする。

- 1 申請者（法人の場合は、その役員や使用人も含む）が規則第10条第1項に規

定する「適格性を有する者でない場合」とは、次に該当する場合とする。

- (1) 規則第10条第1項第1号に規定する「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」とは、漁業関係法令違反に対する不利益処分基準（令和2年12月1日）第10条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者である場合
 - (2) 規則第10条第1項第2号に規定する「暴力団員等」とは、誓約書や警察等関係機関への照会等により、暴力団員等と認められる場合
- 2 規則第9条第1項第2号に規定する「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一者に対して同じ漁業種類の許可を同時に複数することになる場合とする。
 - 3 規則第8条に規定する申請に関する書類に不備があり、かつ行政手続法第7条に基づく補正の求めに応じない場合は、許可しないことがある。

第9 変更の許可（制限措置の変更）の基準

規則第16条の規定に基づく変更の許可は、漁業調整及び資源管理上支障がないと認められる場合にのみ許可するものとする。

第10 採捕従事者数の上限

許可を受けた者のために採捕に従事する者（以下、「採捕従事者」という。）の数は、令和5年漁期しらすうなぎ特別採捕許可の際の採捕従事者数を上限とする。

「漁業種類」及び「操業区域」ごとの「採捕従事者の上限」を次の表のとおりとする。

・火光利用たも網

操業区域	採捕従事者数の上限
古川、湊川	3
東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	3
さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川	4
綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川	4
神谷川及び明神川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面	4
番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで	4
相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	10
高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田川（琴電の鉄橋から上流）	2
神谷川及び明神川、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面	2

観音寺市、三豊市内の河川、鳴川幹線排水路、豊浜港	7
観音寺市、三豊市内の河川、鳴川幹線排水路、豊浜港	3
観音寺市、三豊市内の河川	2
丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	7
丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	10
綾川新開潮止堰	4

・瀬張網

操業区域	採捕従事者数の上限
鴨部川	4
土器川、青海川及び神谷川	4
相引川	4
相引川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川	10
住吉川、香西北小川	2
大東川、弘田川	7
金倉川、西汐入川	10

第11 許可の条件

規則第13条の規定に基づき、漁業種類ごとに次の条件を付すものとする。

・火光利用たも網

条 件
1 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
2 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
3 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
4 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
5 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
6 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
7 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
8 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
9 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
10 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
11 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

・瀬張網

条 件	
1	国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
2	「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
3	採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
4	「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
5	同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
6	他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
7	県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
8	大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
9	採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
10	火光利用によるうなぎ稚魚漁業許可を受けなければならない。
11	採捕従事者は火光利用によるうなぎ稚魚漁業と同一の者とする。
12	採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
13	漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

(別記)

(表)

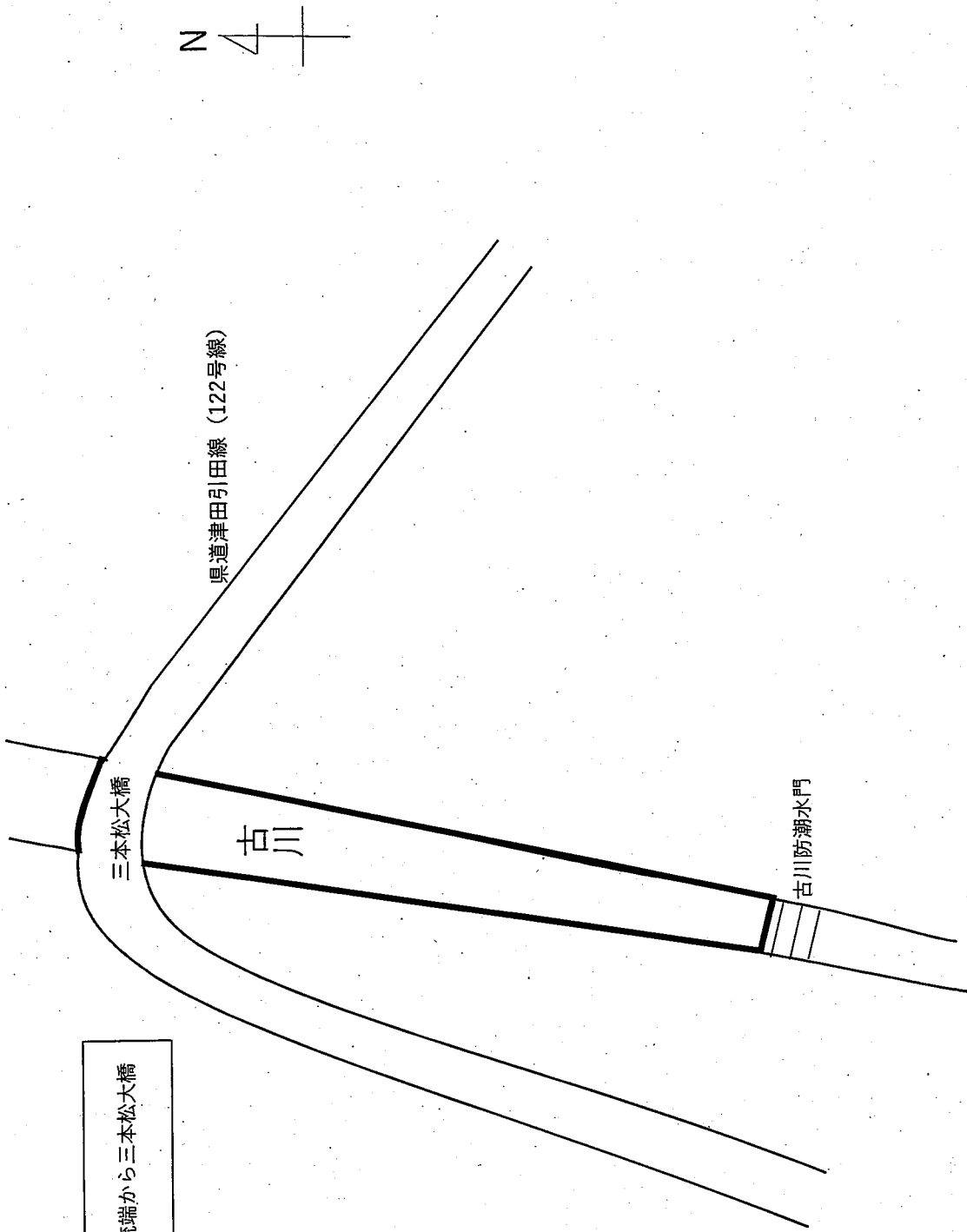
(裏)

年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証		採捕従事者	
第 - 号		住 所	
写真 貼付	許可の有効期間		生年月日
	年月日から同年 月 日まで		年 月 日
操業区域		許可名義人氏名 (許可番号第)	
氏名		漁業種類	
香 川 県 県印			

別添図 1

操業区域 古川

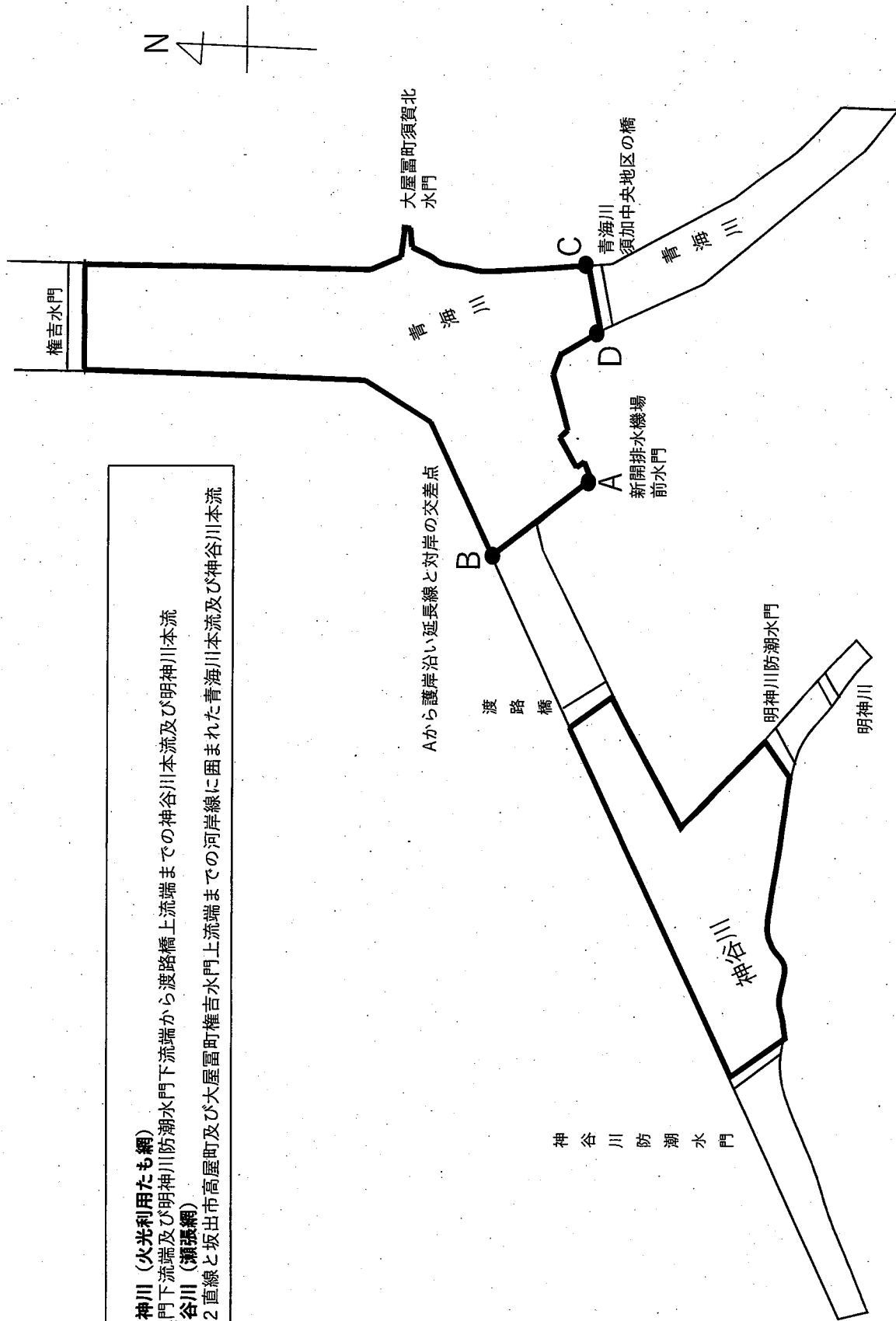
東かがわ市三本松古川防潮堤水門下流端から三本松大橋
下流端までの古川

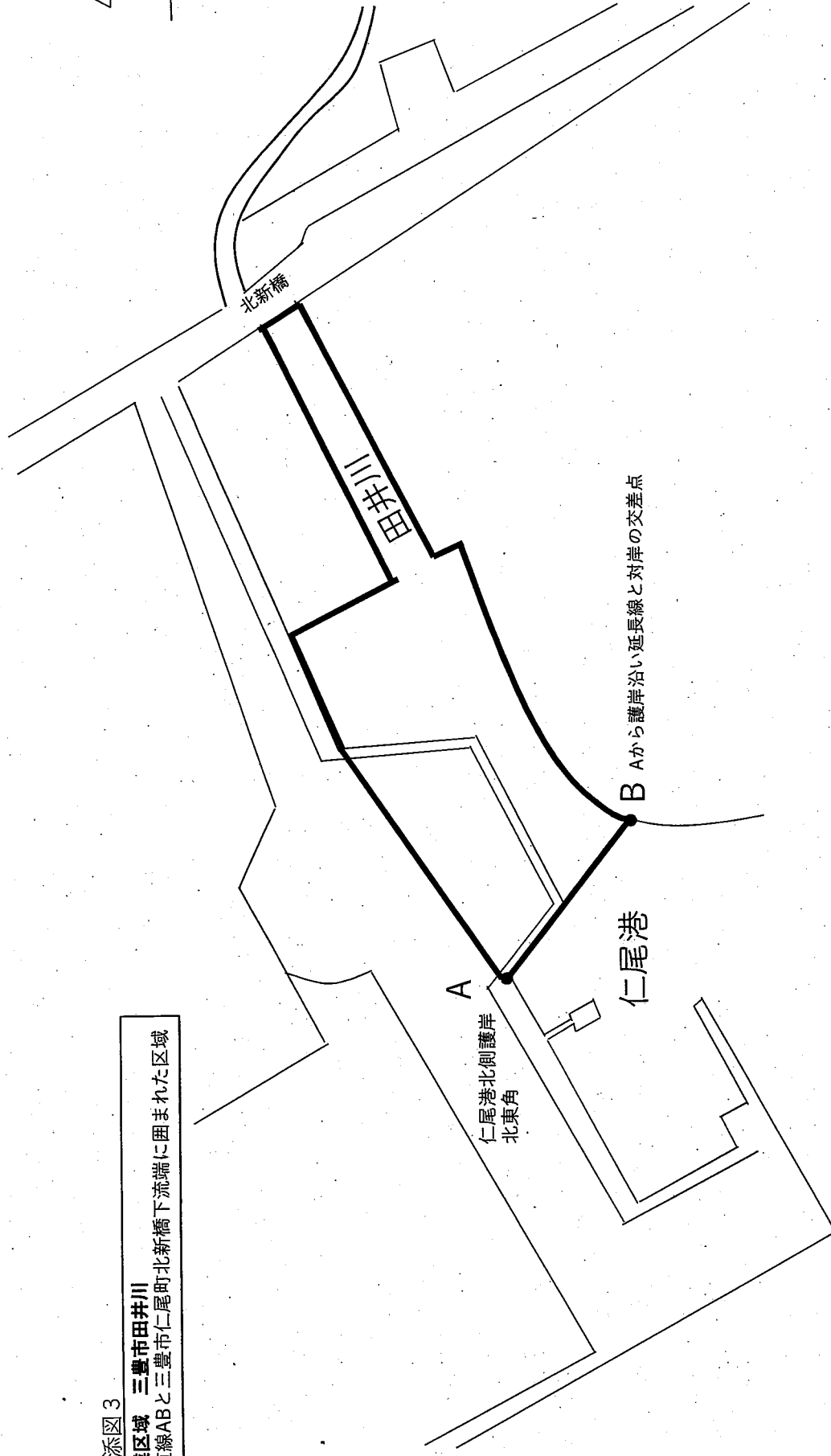
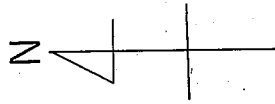


別添図2

操業区域

- ・ 神谷川及び明神川（火光利用たも網）
- ・ 神谷川防潮水門下流端及び明神川防潮水門上流端までの神谷川本流及び明神川本流
- ・ 青海川及び神谷川（瀬張網）
- ・ AB及びCDの2直線と坂出市高屋町及び大屋雷町権吉水門上流端までの河岸線に囲まれた青海川本流及び神谷川本流



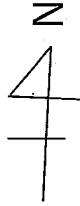


別添図 3
操業区域 三豊市田井川
直線ABと三豊市仁尾町北新橋下流端に囲まれた区域

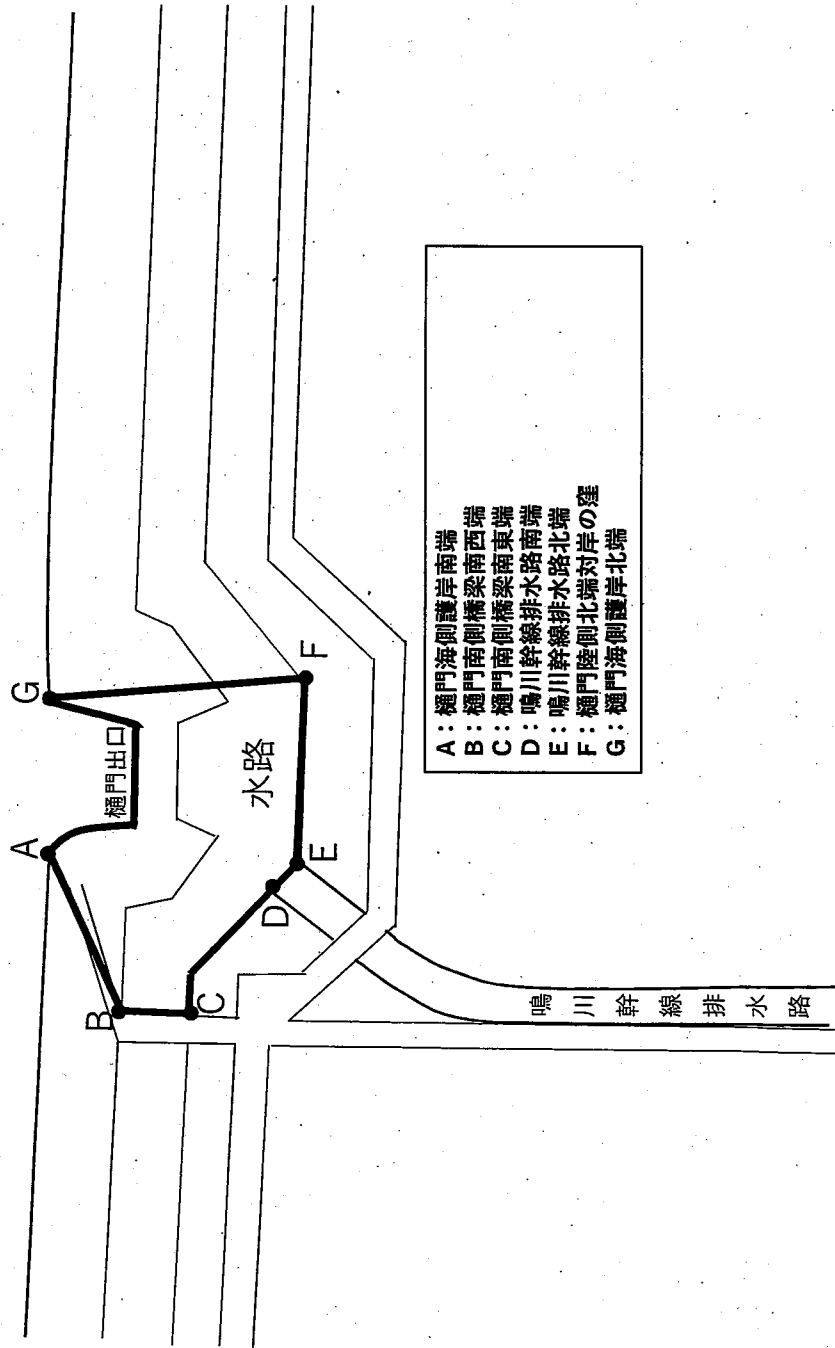
別添図 4

操作区域 鳴川幹線排水路

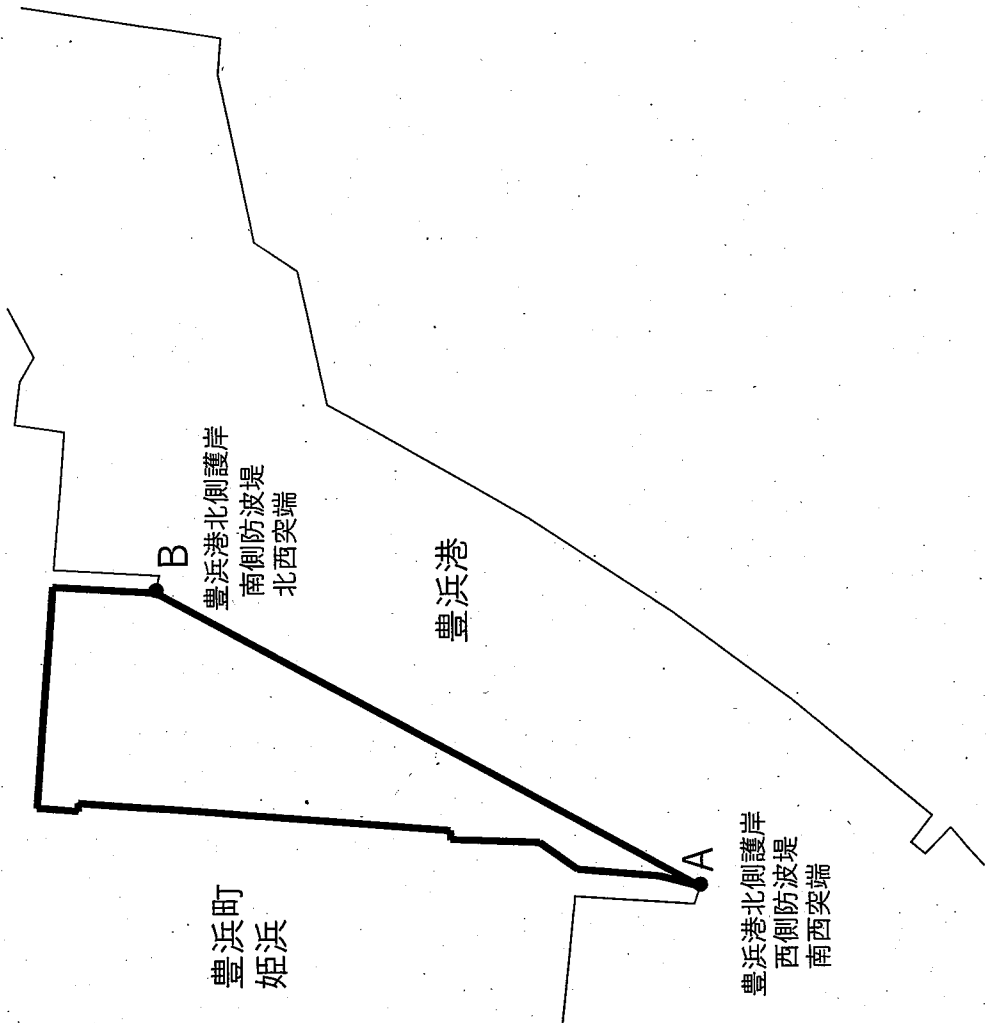
直線AB、BC、CD、DE、EF、FGと樋門出口に囲まれた水面



燧灘



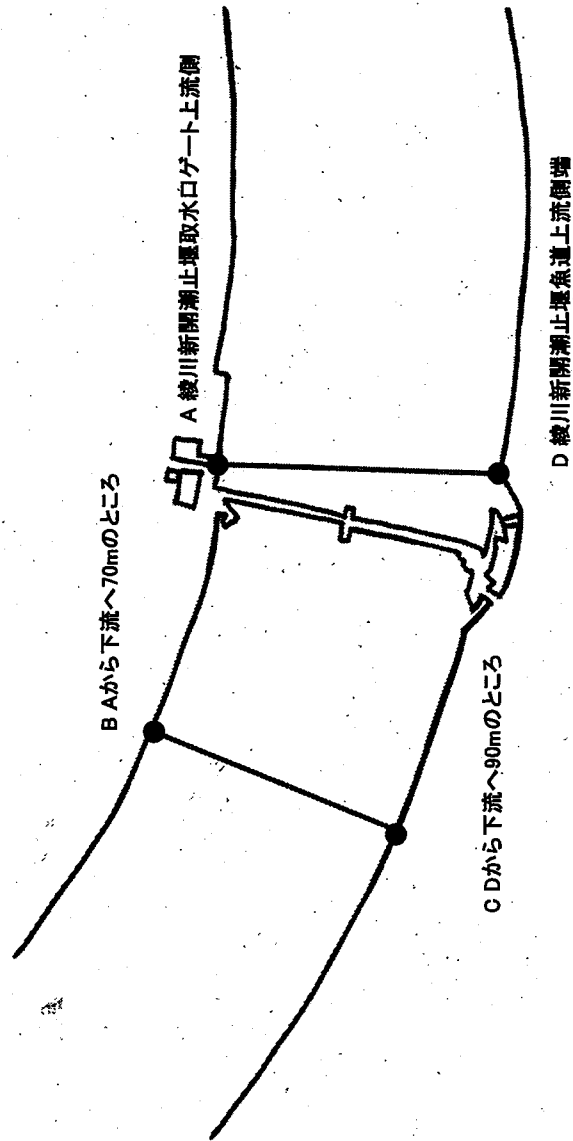
- A: 樋門海側護岸南端
- B: 樋門南側橋梁南西東端
- C: 樋門南側橋梁南東端
- D: 鳴川幹線排水路南端
- E: 鳴川幹線排水路北端
- F: 樋門陸側北端対岸の窪
- G: 樋門海側護岸北端



別添図5
操作区域 豊浜港
直線ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

別添図 6

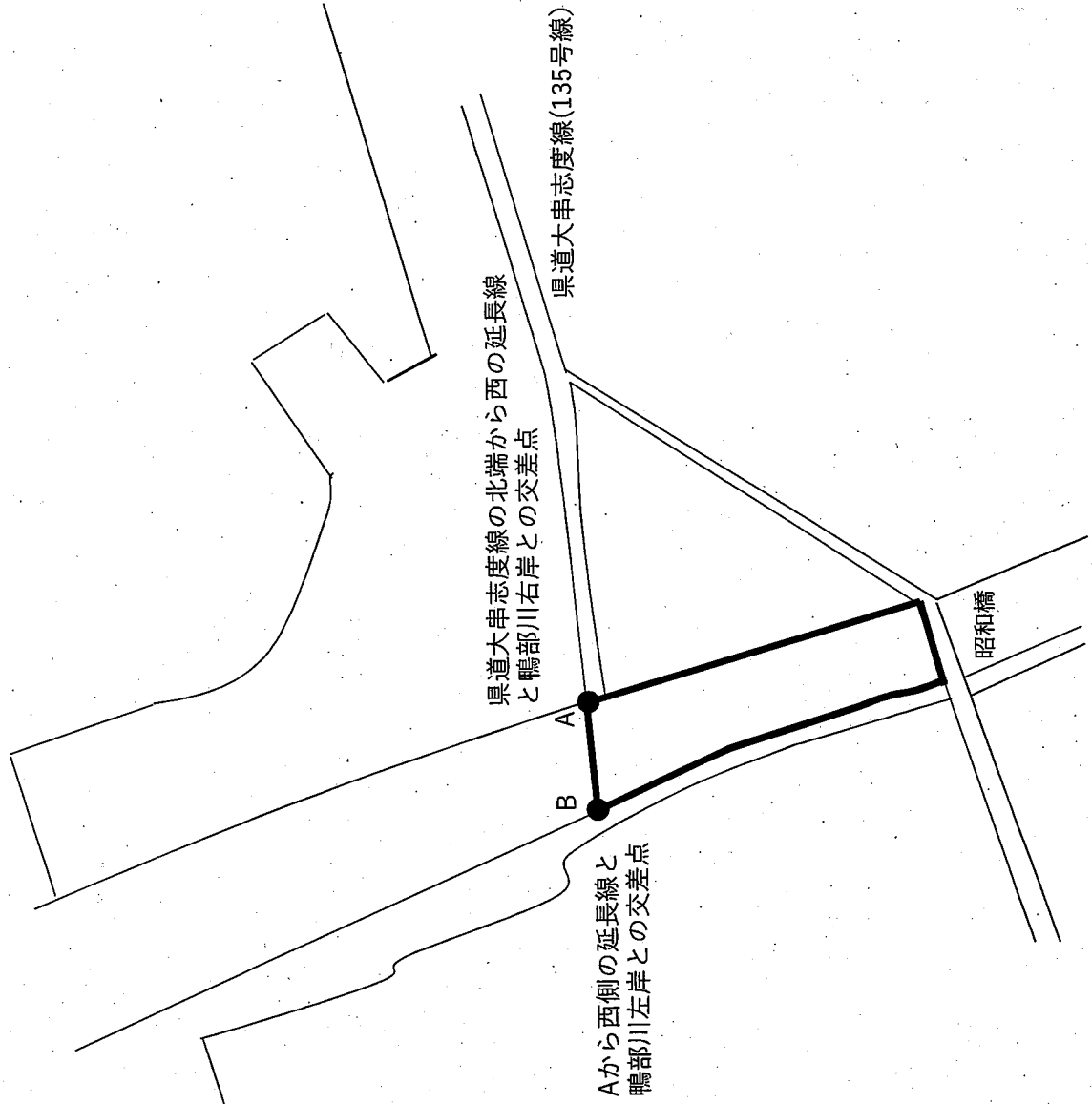
作業区域 綾川新開潮止堰
AB、BC、CD、DAに囲まれた区域(ただし、魚道を含む)



別添図7

操業区域 鴨部川

直線ABと昭和橋下流端に囲まれた区域



5全内漁管連第18号
令和5年9月8日

全国内水面漁場管理委員会連合会 会員 各位

全国内水面漁場管理委員会連合会
会長 林 英志
(公 印 省 略)

中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討
及びアンケート調査の実施について (依頼)

当連合会の運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が、令和5年度第1回漁場管理対策検討会で別紙1のとおり、とりまとめられました。

つきましては、別紙2「提案項目作成にあたっての考え方」に基づき、各都道府県漁場管理委員会において令和6年度の提案内容を協議いただきますよう、お願いいたします。

あわせて、別紙3のとおり、提案項目作成に係るアンケート調査を実施いたしますので、ご対応のほどよろしくお願ひします。

なお、令和6年度提案項目に対する意見およびアンケート調査につきましては、各ブロック協議会幹事県へ提出してください。提出締め切りにつきましては、別途各ブロック協議会幹事県から提示されます。

【添付資料】

- ・別紙1 令和6年度提案項目素案
- ・別紙2 提案項目作成にあたっての考え方
- ・別紙3 令和6年度提案項目に係るアンケート調査
- ・別紙4 令和6年度提案項目取りまとめスケジュールについて

全国内水面漁場管理委員会連合会事務局
(滋賀県農政水産部水産課漁政係) 武田・上垣
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3872 FAX 077-528-4885
E-mail gf00001@pref.shiga.lg.jp

令和6年度提案項目案

提案書(前書き)

R5年度提案書	R6年度提案素案
<p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各道府県に設置された行政委員会であり、当国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。</p> <p>当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和5年5月26日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。</p>	<p>年度の時点修正 令和6年5月●日開催</p>

提案項目

I	外来魚対策について
II	鳥類による食害対策について ★
III	魚病対策について
IV	河川湖沼環境について
V	放射性物質による汚染対策について
VI	ウナギの資源回復について
VII	内水面漁場管理委員会制度の堅持について

I 外来魚対策について

R5年度提案書		R6年度提案書	
<p>「特定外来生物に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きざまのままの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガ一科全種及びガ一科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら法の整備が進む中、令和4年度においても未だ、共同漁業権940件中44.6件で外来生物による被害が発生しております。このようなかで、これまで地方自治体や漁業協同組合や定置網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>文章を一部整理するとともに、年度の修正及びびんケケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正</p> <p>(修正案) 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きざまのまま持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。</p> <p>また、特定外来生物は、平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガ一科全種及びガ一科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。</p> <p>一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による被害が発生しております。</p> <p>このようなかで、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		
<p>1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキヤットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生息域及び漁業被害の把握を把握するよう努めるとともに、開発された駆除技術等を効果的に活用すること。</p>	<p>番号3と統合し、次のとおり修正</p> <p>(修正案) オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキヤットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生息域及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を関係者と協力して各水域の特性に応じた駆除対策として戦略的に普及・指導できるように活用できる予算の確保を図ること。</p>		
<p>R5年度提案</p>	<p>R6年度提案</p>		
<p>回答、状況等</p>	<p>【農水省】 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託しまして、バス類やブルーギル、チャネルキヤットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っておりまして、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた効果的な駆除対策を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」というものを作成して配布・周知しているところですが、 現在、全国的な外来魚の生息状況の把握というものを進めてまいりまして、移入初期における効果的な駆除技術の開発や駆除が進んだ段階での低密度管理を進めるための検討等を行っているところですが、 また、加えて、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、本年度より執行の改善を行ったところですが、 このような取組を通じて、外来魚の生息状況や漁業被害対策を、今後も内水面漁協関係者や各県と協力して取り組んでいきたいと考えております。</p>		

<p>2 密放流行為を防止するなどの実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。</p>	<p>【国交省】 外来魚の生息状況については、河川水辺の国勢調査において、河川の行政でも把握に努めているところがございます。また河川管理者といたしましては、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携して特定外来生物等の防除対策に努めているところでございます。 今後関係者と連携して、対策に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>【環境省】 オオクチバス等の広域で被害が発生している種については、環境省においては生物多様性保全上重要な内水面において防除モデル事業を実施してきております。こうした取り組みを通じて得られた知見については、多様な主体による効果的な防除が実施されるようオオクチバス等の防除の手引きという方針を平成26年に改定しているところで、こういった取組を通じて引き継ぎ普及に努めてまいりたいと思っております。 それから外来種による被害状況について、環境省においては、主に生態系にかかる被害の把握に努めているところであります。漁業にかかる被害については所管省庁である水産庁において、把握されていると理解しております。なお、特定外来生物に指定されている種を漁業権魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き継ぎ水産庁と連携して外来魚に頼らない漁業の実現に向けて意見交換を続けてまいります。</p>	<p>R5年度と同文</p>
<p>2 密放流行為を防止するなどの実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。</p>	<p>【農水省】 特定外来法においてはオオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができている等の措置を講じておりまして、都道府県及び関係団体にも現在、周知をしっかりとっております。 河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流というのは、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットを令和2年4月にリニューアルしまして、一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところでございます。 引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう特定外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。</p> <p>【環境省】 これまで外来生物法の違反行為にかかる情報が得られた場合等には、環境省においては警察と連携するなど適切に対応してきておりまして、今後とも、同様に対応を行ってまいります。違法放流防止対策については、環境省が防除を実施している湖沼において、監視カメラや注意看板の設置、こういった取り組みを行ってまいります。違法放流防止にかかる普及啓発を行っているところ等です。違法放流防止のためには、こうした取組に加えて地方公共団体や民間団体と連携した普及啓発というのも重要だと考えておりまして、今後ともこれに努めてまいりたいと考えております。環境省においては情報が得られれば、すぐに対応させていただきますので、もし漁業関係者の皆様においてそういった情報お持ちであれば、環境省の地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をいただければと思っております。</p>	<p>R5年度と同文</p>

R6年度提案素案

回答、状況等

R5年度提案

<p>3</p>	<p>外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。</p>	<p>【農水省】(3と4について一体的に回答) 水産庁では、先程の1でもお答えしましたが、内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動に対して、「内水面水産資源被害対策事業」により支援を行っているところです。 また、同事業において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、本年度より執行の改善を行ったところです。このような取組を通じてより緊急性・必要性が高い水域に重点的に予算を配分し、内水面漁協関係者が、外来魚駆除・回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築を行ってまいります。 また加えて、当事業におきましては、入初期における効果的な駆除技術の開発を行っているところであり、引き続き関係機関と連携して駆除技術の開発に努めてまいります。</p>
<p>4</p>	<p>新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。</p>	<p>【環境省】(3への回答) 内水面漁業を維持する予算の拡充ということなども、漁業被害を防ぐためまたは健全な漁業を維持するためには業の所管省庁である水産庁において、措置されているものと理解しておりました。環境省においては生態系にかかる被害を防ぐための対策について、予算確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【環境省】(4への回答) 環境省においては特定外来生物について生態系や人の生命・身体への被害の防止を目的として、地方公共団体が実施する防除事業へ支援を行っているという取組を行っております。具体的な支援の内容としては、地方公共団体が実施する先ほど申しました防除事業、早期に防除するための計画、総合戦略の策定、外来種のリストの策定といった取組について交付金によって支援を行っているところです。環境省としては引き続きこの予算の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p>
<p>5</p>	<p>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の健全対策に積極的に取り組むよう促すこと。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託しまして、バス類やブルーギル、チャネルキヤットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っておりまして、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面関係機関などが効果的な駆除を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」を作成しまして配布・周知しているところです。 漁業権が設定されていないダムなど、適切な外来種駆除を実施されるよう引き続き、関係者へ周知を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>【国交省】 国土交通省では管理者として河川管理上必要と認められる場合においては、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携をし、外来生物等の防除に努めているところです。また、河川における外来魚対策の事例集といったものを作成しまして、駆除対策の考え方や事例をとりまとめ公表をしているところです。</p>

番号1に統合し、削除

番号5に統合し、削除

番号4と統合。(新番号3)

(修正案)
漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の健全対策に積極的に取り組むよう促すこと。
また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。

II 鳥類による食害対策について（番号をⅢからⅡに修正（主に食害対策に関する事項なのでⅠ外来魚の次とする）

R5年度提案書

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。
 また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。
 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。
 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和4年度の調査では共同漁業権940件中575件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。
 このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をしていただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれます。
 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案書

提案内容と重複する部分を整理するとともに、アンケート結果に基づき、被害件数を修正

(修正案)

平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和5年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。
 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R5年度提案

カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。

回答、状況等

【農水省】
カワウについては、環境省において関係機関等から構成される広域協議会、全国に4ブロックを設置しています。被害対策等を連携して実施しているところであり、水産庁も関係機関として各ブロックに参加しているところです。
また、本年度はカワウ被害対策強化の考え方で平成26年に環境省と農水省で被害を与えるカワウの半減目標というものを示しておりまして、これが半減目標にあたることから、目標に向けて取り組みを強化していくとともに来年度以降のカワウ対策について環境省、関係都道府県と連携して、検討してまいります。

【環境省】
カワウについてはご承知のとおり環境省と水産庁と被害を与えるカワウの個体数を半減させるという目標を定めて対策の強化を進めてきています。ただ残念ながら、平成29年度以降、カワウの個体数は一度は減ったんですけど、そこからリバウンドして増加してきています。
特に最近問題になっているのが、全国的に見ると、会長の地元の滋賀県のあたりで、カワウにとって環境のいい場所になりましたので、そういった場所でもかなり個体数の増加がみられるというところと、カワウのコロナーやねぐらが対策、順路の対策が難しい場所にとんとん移ってきてしまっていて、より対策が困難になってきているという課題があるのなかと認識しています。今年度、滋賀県の安曇川の住宅地のそばで、銃猟が試験的に実施されています。

先日、環境省と水産庁で現場も拝見させていただいて、そういう場所での対策について、こちらも勉強させていただいたところなんです。ぜひ、そういった滋賀県のような取組を国としても支援できるように、住宅に近い場所での銃猟の在り方みたいなものを環境省としても年度内に通知で、こういう場所、こういうやり方であれば銃猟もできるという考え方を全国に示せるように準備を進めたいと考えています。また、滋賀県のような大規模なコロナーで、そういった銃猟を実施されるのかなり経済的な負担も大きいと伺っていますので、国として、支援できるような方法も水産庁と連携して検討していきたいと考えています。
また、ご提案いただいた通り広域協議会が全国で設置されていますので、そういったところで、各地の状況に応じた対策をしつつ検討いただけると、そういった仕組みも各事務所の方とも連携して進めていきたいと考えております。

R6年度提案案

カワウ対策の現状を踏まえ、下記のとおり修正。

(修正案)

カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えているカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。このため、これまでの取組等を評価検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。

<p>2</p> <p>サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効果的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>カワウ以外のサギ類等の対策ですけれども、水産庁では、平成29年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。これはカワウの対策なんですけれども、内容的には、効果的なカワウ被害対策の一端として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、巢にドライアイスを投下すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめた水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、その他、現在河川へのテグス張りによる漁業被害防止策の効果検証を行っているところであり、このような技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えています。</p> <p>【環境省】</p> <p>サギとカモと、こちらの方もかなり被害が増えているところがございます。こちらについてもまだ具体的にどうするかということについては申し上げられないんですが、水産庁と連携して、実態の把握と対策の検討を進めていきたいと考えております。</p>	<p>「カモ類」について被害状況が不明のため、「サギ類等」とする。 (修正案) サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効果的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p>
<p>3</p> <p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行ってまいります。今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p>	<p>「サギ類等」も提案の対象とするため、「カワウ」⇒「カワウ等」とする。 (修正案) 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>

Ⅲ 魚病対策について（番号をⅡからⅢに修正）

R5年度提案書

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性魚病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このようなか、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな魚病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されています。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されておらず、エドワジエラ・イクタリリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権角種とされており、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案書

文章を一部整理(内容の変更は無し)

(修正案)

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性魚病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このようなか、平成28年1月に水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな魚病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタリリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権角種になつていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

IV 河川湖沼環境について

<p>R5年度提案書</p>	<p>R6年度提案書</p>
<p>R5年度と同文</p>	<p>R6年度提案書</p>
<p>R5年度提案書</p>	<p>R6年度提案書</p>
<p>R5年度提案書</p>	<p>R6年度提案書</p>

R5年度と同文

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え、河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興」に関する法律が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案書

【農水省】
林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、森林所有者等による間伐等を促進する森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進しているところですが、平成19年度からは、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において広葉樹林の造成や間伐等を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいくとされています。また、森林計画制度の下で、市町村が策定する市町村森林整備計画における、産地災害防止機能、土壌保全機能や水源涵養機能など重視すべき機能に「ソーニング、伐採造林計画」に基づく指導、森林経営計画の認定等により適正な造林、保育・伐採等の森林施策を確保しているところですが、伐採造林計画の認定においては、令和4年度より適正な伐採と更新の確保のため、伐採後の報告の追加や市町村による搬出方法の確認、指導の強化等に取り組んでいくとされています。漁場の方に土砂が流入したりとか、流木が流入したりしますが、水産庁の事業である水産多面的発揮対策は、まずは、河川管理者に相談していただきたいと思います。業も活用できますので、一緒に検討いただけたらと思います。土砂や流木の流出防止対策に努めてまいります。

【国交省】
河川周辺の斜面崩落等の影響に関してですけれども河川管理者として総合的な土砂管理、適正な維持量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進めて河川環境の保全に努めてまいります。また、河川管理上、必要と認められる場合においては、土砂および竹木等の除去に努めていくところでございます。さらに大型台風ですとか集中豪雨など頻発化、激甚化の水災害を踏まえまして、治水計画をこれまでの過去の好実績に基づくものから気候変動による降雨量の増加などを考慮したものに引き直して進めておりまして、堤防の整備等、治水対策の強化も図ってまいります。

R6年度提案書

河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の採後の確かな造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進、適正な土砂及び流木の管理、適正な土砂の確保、水辺環境の再生を図ること。また、森林伐採にかかるとの間伐等の管理の徹底および皆伐地の管理体制の強化等、森林保全の適正化を図ること。さらに、河川周辺の斜面崩落等によって漁場へ流入した土砂および竹木等の除去ならびに漁場から流失した石の回復等の基盤整備について、対策を講ずること。併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。

R6年度提案素案

回答、状況等

R5年度提案

徐放性肥料や除草剤に対する回答を得て、修正(新番号3)。(修正案)
 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生態に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。
 また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や除草剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となつて自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。

【農水省】
 前段部分、排水基準の設定等による水質の保全について、この部分は、環境省に御確認いただけばと思います。
 後段部分の徐放性肥料について、徐放性肥料であるプラスチック被膜肥料は、使用後の被膜殻が圃場から流出するなど環境汚染の要因となる事が指摘されています。このため農林水産省では被膜殻の物理的な流出防止対策を検討するため、令和2年度及び令和3年度流出実態調査に取り組み、この中で目標とした取組方針を公表しており農林水産省としては、この実現に向けた代替肥料や流出防止技術の周知など現場の取組を後押ししています。
 続きまして、農業について、農業取締法に基づいて登録した農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省において河川等の水生生物に被害が生じないように登録基準を設定して、その上で管理しているものです。農薬を定められた使用方法を守って使用しない限り問題が生じるものではないものと考えております。なお、農業取締法において最新の科学的知見に基づいて全ての登録農薬の安全性を定期的に見直し、再評価する制度を導入しまして、現在順次再評価手続きを進めているところで、この再評価の中で魚類などの水生生物への影響についてもあらためて環境省において評価を行うこととなっております。また、その再評価の結果に基づき農薬の安全性の一層の向上を図ってまいりたいと考えています。

水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生態に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。
 また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となつて自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。

【環境省】
 環境基準についてということですが、水生生物保全にかかると環境基準とか排水基準設定につきまして、今後科学的知見などの集積に努めまして、検討してまいりたいと思っております。なお、基準に関係しまして、湖沼とか水質にかかると汚濁の状況につきましては、有機性汚濁の指標であるCOD(化学的酸素要求量)の環境基準の達成率が湖沼では令和3年度の調査結果で約5割、53.6%に過ぎず、河川で約9割、あと海域の約8割に比べて湖沼というのが極めて低い状況にあります。そのため湖沼についてはご承知のとおり、山に囲まれた閉鎖性水域でありますので、窒素とかリンとかの栄養塩により富栄養化しやすいという状況がございます。アオコなどの発生とか、水道水として使われていけば異臭味問題とかまたは、水産被害など、水利用上重大な障害が生じるなど、こちらとしても承知しているところでございます。このために平成28年3月には、低層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全再生することを目的にしました。低層溶存酸素量が湖沼および海域で適用される新たな環境基準項目として設定されました。こういったものも踏まえ、引き続き、関係機関と連携図り水生生物の生態、環境の評価・回復を目指す施策など、水域や地域の特性に応じて展開できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生態に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。
 また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となつて自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。

R5年度提案	回答、状況等	R6年度提案素案
<p>3 漁場管理上支障を来たしている河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。</p>	<p>【国交省】 河川内の樹木につきましても、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めておりまして、引き続き水産資源を含め、河川の環境面にも配慮してまいります。また、河川管理および河川利用で必要なものについては関係機関等と連携の上、河川管理用通路やスロープといったものの整備をして水辺にアクセスしやすい環境の整備を進めてまいります。</p>	<p>前段部分を1に、後段部分を6に統合し、削除。</p>
<p>4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や稚魚の育成場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。 また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。</p>	<p>【農水省】 土地改良事業により、河川工作物である頭首工の新設や更新を行う場合には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 例えば、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により機能が低下しているもの、障害がおきている頭首工等が行う魚道整備の支援を行っていること。 災害復旧事業においても、被災施設を環境に配慮した工法により復旧することが可能であり、頭首工を原形復旧することで従来の魚道の遡上が不可能となる場合には魚道の新設も可能です。今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行い、これらの取組を進めてまいります。</p> <p>【国交省】 水生生物の生息に適した川づくり、また災害復旧等の実施にあたっての配慮ということですが、川が本来有しています水生生物の生息、生育、繁殖環境を保全、創出するため、河川管理にあたっては多自然川づくりを推進しているところがございます。また、災害復旧事業においても、この多自然川づくりの考えが反映されるよう美しい山河を守る「災害復旧基本方針」の運用を図っているところがございます。引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も聞きながら、多自然川づくりを通じて、生物の生息、生育、繁殖環境の保全創出に努めてまいります。</p>	<p>番号1後段の「強い川づくり」部分を統合し、文章を整理。(新番号2) (修正案) 大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び被災復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や稚魚の育成場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p>
<p>5 オオカナダモ、ミズワタケ、チビケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。</p>	<p>【国交省】 オオカナダモ等の異常繁殖への対応でございますが、河川管理者としては、地元市町村や都道府県の関係部局等と連携して、外来生物等の除去対策に努めてまいります。</p> <p>【環境省】 外来植物は本当に繁殖してしまっており、いろいろな影響が出ていますと承知しております。環境省としては水生生態系に影響を及ぼす特定外来生物の駆除ですとか、増加等の原因究明の取組実施しております。ご指摘いただいた3種ではないんですけども、オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、これについて琵琶湖における生態系被害防止の観点から地元自治体ですとか協議会と連携しまして、平成26年から防除事業を実施してきたところですが、防除方法の開発事例としては、環境研究総合推進費という研究予算がございまして、これによりオオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法にかかるとも、これを作成しております。また、本日ご案内があったかもしれないんですけども、農水省の方がナガエツルノゲイトウ駆除マニュアルを令和5年に更新されてきていて、この更新にあたっては、当省からも技術的な観点で情報提供等して、協力をしているところがございます。</p>	<p>R5年度と同一(新番号4)</p>

番号3後段を統合し、文章を整理。(新番号5)
 (修正案)
 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。
 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。
 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。

【農水省】
 水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川・清瀬など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。
 また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。
 また、内水面では同一水域において、漁業や資源の増殖の取組、遊漁やレジャーなど、様々な活動が行われていることから関係者間における水面利用のルール形成のための協議会を設置するということなどが可能であることが内水面漁業振興法で定められています。河川の利用マナーにおける課題が生じた場合は当該枠組みを活用いただくとともに水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えております。

【国交省】
 河川に関する体験学習や学校教育、また河川の利用マナーの徹底についてでございますが、国土交通省の各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施しており、これらを通じて環境教育を推進しております。引き続き子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。また、河川の利用マナーの徹底については立て札による啓発ですとか、あるいは河川巡視などによる対策を行っているところでございます。

【環境省】
 外来種問題の普及啓発に関する学校教育との連携ですけれども、実は実施しておりますが、まず学校教育の重要性については平成27年に作成しました外来種被害防止行動計画にしっかりと記載しております。特定外来生物に指定してござります。令和4年5月に外来生物法を改正しまして、それを受けてアカミミガメ等を物、水回りの問題に指定しており、これによって、かなり国民のアカミミガメに限らない水生の外来植物、水回りの問題について関心が高まっているというふうにも認識しております。これを好機ととらえまして、我が国の本来の自然環境の価値ですとか、外来生物がもたらす問題、外来生物の適切な取り扱いに関する情報についても発信していきたいと考えております。具体的にはチラシの配布ですとか、イベントの参加をはじめとすると関係機関との連携、それから環境省のWEBサイトですとか、SNS多様なメディアで発信するとともに、文部科学省や教育機関、動物園等と連携しまして、様々な場所で普及啓発を行っていきたいと考えております。

6
 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオウナギ等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響、内水面漁業の魅力について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。
 特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性、外来魚問題及び内水面漁業の魅力等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を結田するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。
 また、内水面の多面的な利用と漁業権の適正な行使の両立を図る観点から、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講ずること。

【文科省】

文科科学省といたしましても、持続可能な社会を構築するために、広く国民全体で環境の保全の取り組みでいくことが重要だと考えてございます。このため文科科学省においては、環境省や、ほかの省庁と共管してございます。環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律、いわゆる環境教育等促進法といわれる法律と、こちらの法律に基づく基本方針がございますが、こういった法律や方針の趣旨に基づき、環境省をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、学校教育のみならず社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいるところでございます。

また、今紹介させていただきました環境教育等促進法に基づき基本方針につきましても、前回の改定が平成30年にあったところから改定して、今年度が前回の改定から5年が経過しているところであり、社会での環境問題を取り巻く状況も変化していることを踏まえまして、今年度中に環境教育等促進法に基づく基本方針を環境省、経産省、農水省、国交省と共管してございますけれども、それらを改定していくことを予定しているところでございます。

また、環境問題に関する周知啓発活動に関しましては、文科省のメールマガジンにおける情報提供や、都道府県担当への情報提供のみならず、教育委員会等に対する様々な文科省の行政説明の中で資料配布させていただいた機会も年間通すと結構ございまして、そういった機会に環境問題に関するいろいろな資料や情報提供をさせていただいていただいているところでございます。引き続き文科科学省としても関係省庁と連携しながら、環境教育について進めていきたいと考えてございます。

学校教育では小学校、中学校、高校の学習指導要領において、環境保全について例えば、中学校理科では身近な自然環境についての重要性を認識することなど規定しています。外来生物についても例えば、中学校理科では気候変動や外来生物に触れることと規定しています。また、総則においては児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と共同することの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科等の性質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的、継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しております。引き続き、環境教育の推進に取り組みたいと思っております。

続きまして、体験活動についてお答えさせていただきます。生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動の推進は重要なものだと考えております。そうした中で体験活動の具体的な内容につきましては、それぞれの学校においてその実情に応じて計画実施されているところではございますが、文科科学省としても小中高等学校における2泊3日以上宿泊体験ですとか、学校教育における農山漁村体験の取組に対する支援などを行っております。今後とも関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら学校における自然体験活動を推進してまいりたいと考えております。

おそらく、文科省の所掌とはずれてしまうところになるかとは思いますが、当然環境教育を行っていく中で、内水面や漁業権に直接関連するところじゃないのかもしれないんですけども、環境とひとえに言っても自然環境だけではなくて、そこに住んでらっしゃる方とか、そういったところも含めお互いを思いやるといったところが基本にはなっていないかと思いますが、そういったところも含め環境に関する国民全体の意識についてただただよくよく聞いていけるかみたいなのは、環境教育の基本方針の改定の中では少し議論されていくことだろうかとは思いますが、直接回答になっているかは定かではありませんけれども、そういったところも含めてしっかりと対応を考えていきたいなと思っております。

R5年度提案素案	回答、状況等	R6年度提案素案
<p>7</p> <p>濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備などが長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講ずること。</p> <p>また、負酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講ずること。</p>	<p>【農水省】 農林水産省所管のダムでは、下流河川への放流に当たり、必要に応じて対策設備を設置するとともに、定期的な濁水調査の実施に加えて、それぞれ必要に応じた選択取水、いわゆる取水する水深を変えざる用等を行っているところである。</p> <p>引き続き、地元の関係者と協議しながら設備の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど適切に対応してまいります。また、負酸素水放流やダムへのヘドロ堆積による影響については、現時点で具体的な事例を承知していませんが、具体的な事例があればお聞かせ願いたいと思っております。</p> <p>【国交省】 濁水現象が発生するダムにおける対応ということですが、ダム下流の河川への放流による濁水の長期化について、国土交通省所管のダムでは必要に応じて対策設備を設置するとともに、洪水後の濁水調査等を行ってきているところがございます。引き続き地元関係者と協議をしまして、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性の検討など、適切に対応してまいります。また、河川の生物に関しましてはダム下流も含めて水辺の国勢調査等において、モニタリングに努めてまいります。</p>	<p>R5年度と同文(新番号6)</p>
<p>8</p> <p>天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。</p>	<p>【農水省】 アユの資源については、気候や河川環境の変化による影響が大いことに加え、放流による増殖が広く行われていることから他の魚種のような資源評価に基づく漁獲制限のような管理、これはなかなか難しいと考えているところですが、このため、浜活交付金による都道府県が行う遡上調査の支援だったり、水産庁の事業「資源回復のための種苗育成放流手法検討事業」において実施しております遡上量予測技術等によって資源量の増減メカニズムの解明等に資する知見の集積を図りつつ、内水面漁協による資源の増殖や漁場管理に直結する漁場環境改善、放流技術の開発を行っているところですが、引き続き、科学的知見の蓄積と漁場管理に役立つ実務的な技術の開発に取り組みしていく考えですので、御理解いただきたいと考えています。</p>	<p>R5年度と同文(新番号7)</p>
<p>9</p> <p>気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では「資源回復のための種苗育成放流事業」において、豪雨災害等によって変化した内水面漁場等への環境改善技術の適用に関する検討を行っているところですが、今後とも関係者と連携しつつ気候変動への影響への対応に資する取組を進めていきたいと考えています。</p>	<p>R5年度と同文(新番号8)</p>

V 放射性物質による汚染対策について

R5年度提案書		R6年度提案書
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生態環境など様々な分野に及ぼしております。</p> <p>淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。</p> <p>特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。</p> <p>また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実にする必要があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>直近の状況を踏まえ、修正。</p> <p>(修正案)</p> <p>平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生態環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。</p> <p>淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。</p> <p>特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。</p> <p>さらに原発で蓄積したALPS処理水が令和5年8月に海洋放出が開始され、完了まで少なくとも30年ほどかかると見込まれていきます。</p> <p>このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
<p>R5年度提案</p> <p>1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うこととはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いために、鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。</p> <p>2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>	<p>回答、状況等</p> <p>【農水省】 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供を行っておりまして、これはPDFの形式とエクセルの形式でも載せておりますので、ダウンロードしていただいて分析に活用いただけるような形にしております。</p> <p>今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。</p> <p>【環境省】(1と2合わせて) まず、放射性物質のモニタリングですが、放射性物質による環境の汚染を把握し、一体的に分かりやすい情報提供を行うために政府の総合モニタリング計画というものがございまして、そちらに沿って関係省庁が連携してモニタリングを実施しているところとなります。この中で淡水魚および、河川、湖沼、海域など、環境中のモニタリングについては、関係省庁が連携して実施しているところではありまして、その中で環境省は河川や湖沼、海域などについて、平成23年9月よりモニタリングを実施して、それから継続的に公表してきているところとなります。令和5年度についても河川、湖沼、海域などでのモニタリングを継続して実施していきたいと考えております。</p> <p>生態系への長期モニタリングについては、国際放射線防護委員会という国際機関が定める国際的な考え方に従って、淡水魚類についてはメダカについては放射線の影響調査を実施しております。令和4年に実施した最新の調査の結果、放射線のメダカへの影響を懸念する必要性は低いと考えられます。この数値も安全率をかかっているところの数値です。ただ、影響は長期的に把握する必要があると思っておりますので、今後も継続して調査を進めていきたいと考えております。</p>	
<p>R5年度提案</p> <p>1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うこととはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いために、鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。</p> <p>2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>	<p>R6年度提案</p> <p>番号2を統合し、修正。</p> <p>(修正案)</p> <p>淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うこととはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いために、鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握することととも、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p> <p>番号1に統合のため削除</p>	

<p>3</p> <p>河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。</p>	<p>【環境省】 河川、湖沼については一般的に水の遮蔽効果がございまして、周辺への生活空間線量への寄与が極めて小さいということがわかっております。ご存じのとおり、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の对象としていないところでございまして、環境省として、引き続き放射性物質のモニタリングを実施していきまして、状況を注視していきたいと考えております。</p>	<p>R5年度と同文(新番号2)</p>
<p>4</p> <p>淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。 また、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討すること。</p>	<p>【農水省】 既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっています。 さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った調査により、淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、まず魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと、それから、魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで速やかに排出されること、それから、河川では放射性物質が滞留しにくいいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあることが明らかとなり、高い溪流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかとなりました。 また、湖沼では、放射性物質が滞留しやすいため、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測されています。 引き続き、水産物における放射性物質の移行と排出機構の解明について、同機構において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいります。また、研究結果については、研究に協力いただいた漁業団体には報告をしておりますが、その他に要望があり、必要に応じて他の団体の報告も検討してまいりますのでよろしくお願いたします。</p>	<p>回答を受け、一部修正。(新番号3) (修正案) 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに早期まとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p>

VI ウナギの資源回復について

R6年度提案素案		R5年度提案素案
R5年度と同文	R5年度と同文	<p>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されており、その多くが未だ明らかとならず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。</p> <p>このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められていくと見込んでいます。</p> <p>また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術の実用化には至っておりませんが、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>
R6年度提案素案	R6年度提案素案	<p>【農水省】 ウナギの資源回復につきましては、関係都道府県および関係団体と連携して資源管理の取組を機能させて一層推進していくために、平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。</p> <p>これを契機として、国際的な資源管理の取組みとして、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組みむとともに、国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。</p> <p>今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p> <p>なお、貴連合会におかれども、平成29年の総会において、「ウナギの資源管理に係る取組方針」を決議され、資源管理を積極的に推進する方向性を打ち出されており、さらに平成30年には、全国内水面漁業協同組合連合会と連携し、全都道府県の内水面で、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組む旨の共同決議をされており、当該取組については、自主的な取組を含め現在27都県で実施されているところであり、徐々に増加してきてはいますが、全国的な取組となるよう貴連合会の一層の御協力・後押しをお願いいたします。</p>
R5年度提案素案	R5年度提案素案	<p>1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。</p> <p>回答、状況等</p>

<p>3</p> <p>来遊するシラスウナギを含めて二ホンウナギの生理・生態等に關する調査研究を一層推進し、二ホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、産卵回遊に向かう二ホンウナギの実態把握等の調査を実施しているところ。また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から「ウナギ生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖礁等の設置の取組に対して支援しています。本事業では、令和4年度末まで、19府県40河川2湖沼において石倉増殖礁を設置しており、令和5年度においても現在のところ、11河川での設置を進めているところです。今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。</p> <p>【国交省】 二ホンウナギへの取組ということですが、先ほど申し上げている通り、すべての川づくりに共通して、多自然川づくりを推進しまして、河川の連続性を確保するために、魚類の遡上、降下環境の一層の改善に取り組んでいまして、引き続き、二ホンウナギを含む生物の生息、生育、繁殖環境の保全創出に努めてまいります。すべての川ということではございませんけれども、二ホンウナギをしっかりとやっつけていこうということで協議会を立ち上げて取り組んでいる水系もございますのでそういった取組ももしっかり進めてまいりたいと考えてございます。</p>	<p>R5年度と同文</p>
<p>4</p> <p>シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取組を一層推進していくこと。</p>	<p>【農水省】 ウナギについては、平成26年度から水産庁委託事業により、人工種苗の生産技術の開発を行っているところで、人工授精に用いる卵質の向上、飼料の改良、自動給餌システムなど、依然として解決すべき課題は残されているため、産学官の連携により、人工種苗大量生産技術の確立に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>	<p>R5年度と同文</p>

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R5年度提案書		R5年度と同文	R6年度提案素案
<p>内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。</p> <p>近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となつていきます。</p> <p>一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対応していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		R5年度と同文	R6年度提案素案
R5年度提案		R6年度提案素案	
R5年度提案		R6年度提案素案	
1	<p>内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。</p>	R5年度と同文	R6年度提案素案
2	<p>独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。</p>	R5年度と同文	R6年度提案素案
<p>【農水省】 内水面漁場管理委員会の維持、それと交付金について、まとめて回答します。 内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定をはじめ、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。 令和2年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していくよう、制度が維持されたところであります。 また、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>		R5年度と同文	R6年度提案素案

回答都道府県：香川県

令和6年度提案項目に係るアンケート調査

令和6年度の中央省庁提案項目の作成にあたり、項目選定の方向性については、毎年、漁場管理対策検討会での協議の後、各ブロック協議会において再協議をお願いしております。

各ブロック協議会で検討するにあたり、各都道府県の状況を相互に把握した上で議論することがより実効的であるため、今年度も昨年度に引き続き提案項目に関連するアンケート調査を実施したく、以下のアンケート調査票への記入をお願いいたします。

また、調査対象期間は、特に断りのない限り、令和4年6月1日～記入日としてお願いいたします。

なお、本アンケートの集計結果は提案行動に先立って、中央省庁に情報提供いたしますので、ご了承ください。（集計結果の共有は、会員県及び中央省庁限りとし、外部への公表は行いません。）

I 外来生物について

「外来生物」とは、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」を指し、国内からの移入生物は含みません。

- ① 外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数について、記入例を参考に下表へ記入願います。

都道府県名	報告のある漁業権件数	共同漁業権総件数	特定外来生物										その他の外来生物等						備考					
			オオクチバス	コクチバス	ブルーギル	チャネルキャットフィッシュ	カタヤシ	ウシガエル	カミツキガメ	アリゲーターガー	ミシシippアカミミガメ	アメリカザリガニ	その他	ブラウントラウト	ソウギョ	カムルチー(ライギョ)	タイリクバラタナゴ	ワニガメ		ホテイアオイ	オオカナダモ	ミナハマチヒルケイソウ	カワシオクサ	その他
〇〇県	(1)30	50	30	30	20		1					12	2									(1)		
香川県	1	1	1		1																			

- ※ 第1種・第5種共同漁業権ともに記入願います。
- ※ ()数字は非共同漁業権漁場の報告件数としてください。
- ※ 特定外来生物による記入を中心とし、その他の外来生物については、各都道府県で特筆すべき被害があるものについて記入願います。
- ※ 特定外来生物及びその他の外来生物でその他に該当する場合、種名等について記入願います。

特定外来生物 ()

その他の外来生物 ()

② 把握している外来生物対策について、課題あるいは問題点があれば記述願います。

対象魚種	主な実施団体 又は事業名	特別 採捕の 有無	駆除方法及び効果	課題あるいは問題点
	特になし			

③ 外来魚の再放流（キャッチアンドリリース）の禁止について、都道府県や市町村、各内水面漁場管理委員会等で規制を設けていければ記述願います。

規制の根拠 (条例、委 員会指示 等)	対象魚種	区域	制定時期	効果及び 課題と問題点
	特になし			

④ 令和4年6月1日以降に行った、外来生物に関する新たな取組み等について、あれば自由記述願います。（密放流の防止策、外来生物飼育にあたってのマナーの周知方法、採捕された外来魚の回収事例等）

特になし

Ⅱ 魚病について

- ① アユ冷水病, エドワジエラ・イクタルリ症, 異形細胞性鰓病, KHVの発生状況について, 下表左欄に発生件数を, 右欄に近年の傾向について自由記述願います。

		R1	R2	R3	近年の傾向について
冷水病	天然水域				該当なし
	私有水面				
エドワジエラ・イクタルリ症	天然水域				該当なし
	私有水面				
異形細胞性鰓病	天然水域				該当なし
	私有水面				
KHV	天然水域				私有水面でまれに発生している。
	私有水面				

- ② KHV対策に関して, まん延防止のための委員会指示, 関係者への巡回指導及び注意喚起, 県HP等による広報活動のほかに, 新たな取り組みとして実施していることや, 今後の方向性について, あれば自由記述願います。

特になし

Ⅲ 鳥類による食害対策について

- ① カワウの生息数と被害額について実態を把握していますか。
把握している場合には下表に概数等を、把握していない場合には実感について、記入又は選択回答願います。

	実態を把握している場合			実態を把握していない場合
	R2	R3	R4	
生息数	4,072羽	5,759羽	2,429羽	R4.6月以前と比較して A：増加傾向 B：変化なし C：減少傾向
被害魚種	フナ、アユ、コイ	フナ、アユ、コイ	フナ、アユ、コイ	
被害額	把握していない。	把握していない。	把握していない。	R4.6月以前と比較して A：増加傾向 B：変化なし C：減少傾向

- ② カワウ対策について、駆除又は追い払いを実施している場合は、下表に記入願います。

	R2	R3	R4
③ 事業名	カワウ食害対策事業	カワウ食害対策事業	鳥獣被害防止総合支援事業等
実施主体	直島町、香川県淡水漁協、中讃地区漁連、小豆島町、土庄町、中讃淡水漁協	直島町、香川県淡水漁協、中讃地区漁連、小豆島町、土庄町	高松市、直島町、土庄町、小豆島町、坂出市、丸亀市、多度津町等
実施内容	さし網、銃による駆除	さし網、銃による駆除	さし網、銃による駆除
駆除数	853 羽	905 羽	636 羽

- ②で駆除又は追い払いを実施している場合、その成果について、回答願います。
(複数回答可)

- A：駆除又は追い払いにより一定の成果を挙げている。
 B：駆除又は追い払いをしているが被害の減少には至っていない。
 C：効率的な駆除手法が確立できていない。
 D：思うような対策を実施するだけの財源が不足している。
 E：単県よりも広域的な単位で対策を講じる必要がある。
 F：その他（自由記述）

[]

- ④ カワウ広域協議会について、貴都道府県の状況について回答願います。（複数回答可）

- A：広域協議会に参加している。

- B：広域協議会に参加していないので、参加したい。
 C：広域協議会に参加しておらず、また参加の必要性までは感じていない。
 D：広域協議会は全国組織化すべきだと考えている。

⑤ 鳥類による食害全般の被害報告があった共同漁業権件数（第1種、第5種）について、記入例を参考に下表へ記入願います。

都道府県	報告漁業権件数 / 総漁業権件数	カワウ	サギ類	カモ類	その他（鳥種記載）	被害状況	駆除等の対応状況	備考
〇〇県	(1)9/10	(1)8	0	3		カワウ食害によるアユの減少が顕著	有害捕獲許可に基づく銃器駆除防鳥糸による飛来防止や追い払い	カワウについては近年飛来数が増加
香川県	1/1	1	1			カワウ等の食害によるアユの減少が顕著		

※（）数字は非共同漁業権漁場の報告件数としてください。

⑥ カワウ等の鳥類による被害の防止について、林業等、他の業界と協力して行っている事例があれば、その内容について記入願います。

協力団体（業界名、団体名、課名等）	内 容
特になし	

Ⅳ 漁場環境の保全及び啓発について

① 内水面漁業を取り巻く環境について、河川流域の生態系、森林、水質等さまざまなケースを含めて問題となっている事例について選択回答願います。（複数回答可）

- A：土砂の流入及び堆積
- B：森林の伐採等による河川流量の変化
- C：オオカナダモ、カワシオグサ、ミズワタクチビルケイソウ等の異常繁殖による水生生物への悪影響
- D：アシ等の異常繁茂による漁場の縮小
- E：河畔林やアシ原の繁茂による漁場へのアクセス悪化
- F：排水による水質の富栄養化
- G：災害復旧事業等による河川環境の均一化（瀬と淵の消滅等）
- H：漁業に支障を来たす樹木の存在（一級河川）
- I：漁業に支障を来たす樹木の存在（二級河川等）
- J：慢性的な濁水
- K：なし
- L：その他（自由記載）

[]

② ダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例について選択回答願います。（複数回答可）

- A：ダムからの濁水の放出
- B：ダムからの低温水の放出
- C：魚道の機能不全
- D：川床の露盤化
- E：なし
- F：その他（自由記載）

[]

V ウナギの資源回復について

① ウナギが漁業権魚種として設定されている漁業権免許件数について記入願います。

全漁業権 1 件中 0 件

② 平成24年以降、シラスウナギの採捕数量の減少及び価格の高騰に伴い、漁協が増殖指示量を達成できなかった事例がありますか。ある場合は、その際の対応について記述願います。

A: あり

[]

B: なし

③ ②で「A: あり」を選択された方について、今後もシラスウナギの採捕量が安定せず、増殖指示量を達成できない状況が続いた場合、どのような対応を考えていますか。

A: 増殖指示量等を変更する予定はない。

B: 当面は現行の増殖指示量を変更しないが、漁業権の切替時に検討する。

C: 現行の漁業権の存続期間中に、増殖指示量の減量を検討している。

D: 遊漁料の増額を検討している。

E: 種苗放流以外の増殖手法を検討している。(具体的内容があれば記載願います。)

[]

F: その他(自由記載)

[]

④ 平成30年7月に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しましたが、下りウナギ保護に関して対策を取っていますか。

A: 報告(平成30年7月)前から対策を取っている。

B: 平成30年7月以降、対策を取った。

C: 今後、何らかの対策を検討している。

D: 現在のところ、特に対策について検討していない。

⑤ ④で「A：報告（平成30年7月）前から対策を取っている。」、「B：平成30年7月以降、対策を取った。」、「C：今後、何らかの対策を検討している。」を選択された方について、どのような対策もしくは検討をされていますか。（複数回答可）

- A：都道府県内水面漁業調整規則の改正
- B：内水面漁場管理委員会指示
- C：遊漁規則変更の検討依頼
- D：漁協の自主的な取組として総会で決議してもらうよう依頼
- E：その他（自由記載）

県下内水面漁業協同組合において、10月から3月の下りウナギの再放流を自主的な取組みとして実施している。

⑥ ④で「D：現在のところ、特に対策について検討していない。」を選択された方について、対策が進まない理由について選択回答願います。（複数回答可）

- A：下りウナギを漁獲して生計を立てている漁業者がいる。
- B：そもそも天然のニホンウナギは生息していない。
- C：河川で保護しても海で漁獲されてしまうので、河川だけ規制するのは不公平。
- D：ウナギを漁獲している漁業者や遊漁者がいない。
- E：サケと違って元の河川に戻ってくるわけではないのでメリットがない。
- F：因果関係が明らかでないため、漁場管理委員会指示で規制するのは適さない。
- G：因果関係が明らかでないため、遊漁規則・行使規則で規制することに理解をえられない。
- H：シラスウナギの採捕を制限せずに、下りウナギの採捕だけ制限をかけるのは不公平。
- I：その他（自由記載）

⑦ 資源管理の取り組みで問題となっている点、将来的な規制の可能性についての検討又は全国的な統一した規制の可能性等について、あれば自由記述願います。

特になし

VI その他

IからVまでの各項目についての意見・要望、アンケート全般についての意見や、新規で提案すべき項目がある場合には、下記に自由記述願います。

特になし

ありがとうございました。

令和 6 年度 提案項目 取りまとめスケジュール

1 第 1 回漁場管理対策検討会 (8 月 25 日 開催)

令和 6 年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

2 アンケート回答等のとりまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。(締切は各ブロック協議会開催県に一任)

3 各ブロック協議会

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会 (栃木県)・・・令和 5 年 11 月 1 日、2 日
- ・中日本ブロック協議会 (奈良県)・・・令和 5 年 11 月 15 日
- ・西日本ブロック協議会 (福岡県)・・・令和 5 年 11 月 9 日、10 日

4 第 2 回漁場管理対策検討会 (令和 6 年 3 月)

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和 6 年度提案書(案)を策定し、第 2 回役員会へ提出する。

5 第 2 回役員会 (上記 4 と同日開催)

漁場管理対策検討会から提出された提案書(案)について審議し、令和 6 年度通常総会に議案として提出する。

6 令和 6 年度通常総会 (令和 6 年 5 月 31 日)

提案書(案)を議案として上程する。

7 令和 6 年度提案行動 (令和 6 年 6 月又は 7 月)

令和 6 年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。

(参考資料)

漁業権の免許申請に係る審査基準について

目的

漁業権の一斉切替えにあわせて同一の個別漁業権(※)に免許申請が複数あるときの優先順位について基準を定めるもの

※ 個別漁業権

漁業権を有する者が自ら漁業を営むもの。香川県の場合、内水面漁業では第二種区画漁業で168件免許している。

公表日 令和5年10月1日

複数の申請があり優先順位を審査するケース

- ・ 漁業権の存続期間の満了に際し、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に利用しているが、次期漁業権への申請がない場合
- ・ 漁業権の存続期間の満了に際し、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に利用していないが改めて、既存の漁業権者から漁業権設定の申請があった場合
- ・ これまで漁業権が設定されていない区域に新たに漁場の免許を行う場合

今回制定する理由

優先順位制度の見直し

旧漁業法においては、漁業の免許は優先順位があり、定置漁業及び区画漁業の免許について地元漁協や地元漁民世帯を7割以上含む法人に優先的に免許することが規定されていたが平成30年漁業法改正によって見直され、適格性を有する者(漁業法第72条)から免許することとなった。

水産庁は「あらかじめ審査基準を定め公表することとされたい。(略)委員会にもあらかじめ示すこととされたい。【R4.4.14 海区漁場計画等の作成について(技術的助言)】」としている。

審査基準について

- 第72条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること」について

法第41条第1項第1号により漁業許可又は起業の認可する条件において、同じ文言の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること」があり、国がその判断基準を示しているため準拠している。

漁業権の免許申請に係る審査基準

令和5年9月1日付け5水第120372号

香川県農政水産部水産課長

第1 目的

この判断基準は、個別漁業権（定置漁業及び区画漁業）の内容たる漁業の免許の申請における漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第72条第1項第1号及び第73条第2項第2号の審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

第2 個別漁業権（定置漁業及び区画漁業）における審査基準

定置漁業権及び区画漁業権における法第72条第1項第1号及び第73条第2項第2号の審査基準については、法の定めによるほか、次のとおりとする。

【法第72条第1項第1号関係】

漁業に関する法令を遵守しない者について

1 漁業に関する法令を遵守しない者の基準

法第72条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」の基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数（違反行為及び該当違反行為をした日を起算日とする過去5年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて次の各号に定めるところにより付した点数の合計をいう。）が6点以上となった日から5年を経過しないこととする。

- (1) 漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 3点
- (2) (1)に該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 2点
- (3) 法第190条各号のうちいずれかに規定する行為により知事の処分を受けたとき（(1)又は(2)に該当することとなった場合を除く。大臣許可に関すること及び漁獲割当管理に関することを除く。） 2点
- (4) 法第193条第4号に規定する行為により知事の処分を受けたとき（(1)又は(2)に該当することとなった場合を除く。） 1点
- (5) 法第57条第1項の規定による許可又は法第58条で準用する法第38条の規定による起業の認可（以下「許可等」という。）の申請に関し虚偽の申請をしたとき 1点

2 漁業に関する法令の範囲

1において、「漁業に関する法令」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法
- (2) 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- (3) 外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号）
- (4) 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- (5) 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）
- (6) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 4 年法律第 940 号）
- (7) 上記の法律に基づく命令

【法第 73 条第 2 項第 2 号関係】

地域の水産業の発展に最も寄与する者について

法第 73 条第 2 項第 2 号に定める「地域の水産業の発展に最も寄与する者」については、次の基準により総合的に判断する。

- 1 法施行規則第 25 条第 2 項第 3 号の規定による事業計画書から、免許を受けることで当該漁場が適切に管理され、生産性の維持増大の取組みが見込まれること
- 2 前項の生産性増大の達成を通じ、地域の漁業所得の向上が図られる見込みがあること
- 3 地域住民に対し適切な就業機会を確保することにより、前 2 号を達成する見込みがあること
- 4 地域の漁業者や関係漁業協同組合に対し、積極的に事業計画書を説明し、理解又は協力を得るよう努めていること
- 5 地域の漁業者等と調和的な発展に向けて紛争が生じないよう調整が図られていること